伊万里陶商の基礎的研究 (二)

― 武富家文書・記録(二) ―

前山　博

伊万里陶器商人研究の基礎的作業として、前号と同じ武富家の書状等史料の前回遺漏分を取り上げる。

史料の区分を次のごとくする。

(一)諸国商人、いわゆる旅商関係分

(二)有田皿山関係分

(三)私領（弓野山等）関係分

(四)伊万里商人関係分

諸国商人（旅商）の書状等（史料番号は本研究(一)より通し番号）

No.62

（表）「未十二月十日渡シ　堀ばた七太郎殿　手形入　叶屋嘉七取替かし」

（裏）従長崎

覚

一金拾両但し替せ金

右之通慥ニ受取借用仕候、為念一札如件

未十二月十日　伊萬里武富儀三郎印（拇印）

叶屋嘉吉殿

これは本紀要第一号の史料No.9を補充するものであり、叶屋嘉吉と加納屋和七は同一人と見られる。叶屋は長崎にて商いをしているが、本来は筑前商人であろう（No.9の掛屋与七は芦屋の商人）。

No.63

（表）「於脇ノ裏（浦）半次郎様急用　武富七太郎印

（裏）〆　自伊万里三月十六日出ス

任幸便一筆啓上仕候、然者爰元御買入焼物代残金四両三歩ト正銭四百四拾一文御座候処、御滞留之内毎々及御相談候得共御申延ニ預り、御間柄ニ付其通猶豫罷在候処、右金為何御汰沙も無御座出船被成候由、定て御國元ゟ御仕送りニも可相成と奉存候得共、此節幸関屋勘右衛門様御出船ニ付奉頼上候条、此紙面着次第無間違御渡被下度奉頼上候、先者此段御懸合旁々以書中早略如此御座候、頓首

三月十六日　　武富七太郎

半次郎様

この書状がなぜ今日武富家にあるか、理由は明らかでないが、筑前上ノ浦の脇浦の半次郎に対する焼物代残額の支払督促が内容である。関屋勘右衛門は芦屋商人と思われる。

No. 64

一筆啓上仕候、其御地御家内様益御堅勝可被遊御座珎重奉存候、然者六次郎様一件言語ニ絶候趣被仰聞候得共、私義茂内々之支者存不申候處、素り貴公様之買入与申、右組物之儀も来年迄者相待呉候様ニ御相談被遊、其代り少シ之損失も相懸不申候様堅被申聞候處、右之咄ニ而者、甚氣之毒ニ者奉存上候得共、唯今之商賣少シ之利ヲ得候得者、何分右書面之通ニ而者難得御相談候故、右部通之金預不申候様御咄仕候得共、幸八様被仰聞候様者、何連兵吉様御下向之節者万端御互合セ如何と成共成行候故、先以三両弐合之処者預り置呉候様御咄被遊候故、先以三両弐合預り置申候、少々之事に而御座候得者左様不申上候故、得与御推量被遊可被下候、申上度事者段々御座候得共、愚筆故荒辻申上候、何事茂御下向之上御語可申伸候、先者御見廻旁期後日之時候、恐惶謹言

五月廿一日　　堀畑七太郎

筑前
升屋兵吉様

これもまたなぜか武富家に遺されているが、同家の筑前商人相手の取引の事例として、かつ内容が注目されるので掲げる。

要は、六次郎という者の身上に何か重大な事態が生じ、ために武富家へは債権分の幾分かに当る三両弐合しか返済されない、武富家の異議を本来の買主である升屋兵吉へぶっつけているものである。

No. 65

覚

一金三歩一朱　　同　弐かい（かさ）
一同壱歩弐朱　　納戸　壱かい
　　⊙弐百文
一廿匁三歩　　同　金巾壱反
一廿壱匁　　古手　壱反
一金三歩　　とふ着
一金百八拾壱匁八分　壱ツ代（はかま）

〆金二〆壱両三歩二朱
　　⊙六百文
弐百廿三匁壱分

此金弐両三歩三朱
　　⊙弐百五拾弐文
合四両三歩弐文
　　⊙〆八百五拾弐文

右之通り御座候

亥十二月二日　　田中屋
忠次郎

㊐様

田中屋忠次郎の名は筑前山鹿の商人として知られる（No.55・No.56、また拙著『伊万里焼流通史の研究』三二一頁参照）。言うところの品物は㊐の誂え依頼により届けられたもので、その代価を示すものと思われる。

No.66「肥前伊萬里にて　原屋
武富七太郎様　清右衛門
平安大急用書中

（裏）
〆　四月十二日出　ゟ長劔下の関

一筆啓上仕候、暖氣之砌ニ御座候へ共、先以御家内皆々様益御勇健ニ可被遊御座、大悦之御儀奉存候、然者先達而書面さし出し置申候處定而御落手被遊候わんと奉存候、何卒先申上候通注文物之儀嘸々御面倒様と奉存候得とも急々御積出し可被下候様伏而奉頼上候、㊥此節者寂早御積出しニも相成居申候ハん歟、左候へ者大ニ仕合奉存候、扨亦代金之儀者兼而申上置候通為替御取組奉頼候、萬一出合御積出し相済居不申候ハ、大急便ゟ一刻も早く御積出し奉頼上候、先者右御頼申上候、以愚札用叉のミ如此ニ御座候、猶皆々様へも宜様御鶴聲奉頼上候、恐惶謹言

四月十二日　　原屋
武富七太郎様　　清右衛門㊞

下関原屋清右衛門の印

No.67「ほり七様　原清
金五両添

口演

いつもながら万事大ニ御高配ニ相成難有御礼難尽筆紙候、将當節陶もの代之内金五両差出申候間御受取可被下候、帰宅之節返済□陶もの代之内金廿両差送り可申候、荒増小當り致見候所、右之辻ニ而凡之見合ニ相成候哉と奉存候、尚跡便ゟ御仕出し之節仕訳書御遣し被下候ハ、、不足之儀ハ急ニ差送り可申上候、何角宜奉頼上候、早々

No.68　送り状

一苧苞　五〆匁入弐丸
一かし入箱　壱からげ
〆　運賃百五十文
先拂

右者下松富福丸富五郎殿船ゟ差送り申候間御受取可被下候、以上

子正月廿六日　　原屋
清右衛門㊞

武富七太郎殿

No.69「いまり
堀七様
無事急用書　　原清

（印）
〆五月十日　　従関　」

向暑の節、弥御勇剛奉珎重候、然者至極御面會之儀御頼申上（中欠）注文一刻も早便ゟ御送り被下候様奉願上候

覚

一口金上六通揃　壱組
一反中なら茶　七俵
取合
ト〇位之品　直段極々下直ニ
御願申上候

〆右之通可相成者此便虎一丸ゟニても御送り被下候様奉願上候
尚先日買入申候口金揃いもの虎一丸ゟ慥ニ相届き申候、尚なら新殿行荷物ニ先方へ相届ケ可被下候、以上

焼上出来有らハ弐俵

原屋清右衛門の書状はすでにNo.6・No.21に掲げたが、まずNo.66は注文物の至急積み送りの要請である。No.67は焼物代金の、No.68は、正体は分からないが、それらの物の送状である。ここにやはり防州下松宮福丸為五郎船の名が見られることは注目される（いわゆる防州船に関しては前出拙著八八〇頁以下で触れている）。No.69も早便による注文物の送り出しを望んでいるものであるが、前記の宮福丸と同じような賃積船かと見られる虎一丸の名がある。なら新殿とはどこの商人か分からないが、下関の原屋清右衛門が中継ぎ商人の役を果していることが知られるのである（下関の櫛屋・虎屋なども同様）。

No.70「（表）武富七太郎様　　虎屋
注文書在中　　安右衛門

（裏）
〆三月十五日　　従関　」

注文覚

嘉十焼
一濃へ形入皿　四十入
但し模様御見合　　拾俵

〆右之通早速御調被下、茂七船良助船両人之内、為替取組御送可被下候、尤此節賃切居申候間、一刻も早く御送可被下候、尤直段之儀ハ精々御働可被下候奉頼上候、（様）
已上

卯三月十五日　　虎屋
安右衛門㊞

武富七太郎様

赤間関の虎屋安右衛門の印

No.70はNo.5・No.19と同じ下関の虎屋安右衛門のものであり、内容はごく単純な注文書である。ただし注目すべきことに、注文の平皿が「嘉十焼」とある点、南里嘉十の製作したものは特に「嘉十焼」と称揚されていたと言うが（『肥前陶磁史考』五七三頁）、こうした指名的注文はそのことを証明しているといえる。「茂七船」の性格については繰り返すまでもない。原屋などとともに下関商人は、もっぱらこれらの防州船を雇って荷を運んだと思われるのである。

次のものは伊予桜井浦の山本屋覚蔵の書状（金子送状）である（山本屋覚蔵に関しては前掲拙著付録一参照）。利徳丸良助の船に託しての送金である。

No.71

（表）「伊万里
堀畑七太郎様
尊下
金子相添
伊与（ママ）桜井村
山本屋覚蔵

（裏）〆　三月十一日認　」

一筆啓上仕候、先以弥御堅勝珎重奉賀候、然者先達而御地江罷越候節段々御世話ニ相成、其上金子拾壱両御借用仕候而忝奉存候、早束（速）此度利徳丸船江相贈（送）り申生間慥ニ御請取被下度奉願候、尤利銭之儀者又々下拙参上之節御算用可申上候、先ハ用事斗早々如斯ニ御座候、恐々謹言

三月十一日　山本屋覚蔵

堀端七太郎様

No.72

（表）「いまり堀畑ニて
武冨七太郎様
尊下
塩屋定重

（裏）〆　八月□日出　あしや分　」

尚々御案内及御聞ニも御座候得ども、上方ニ而之大不景氣言語同断之事ニ御座候、貴面之上御咄申上度候、先達而若松屋治吉殿罷下候得共、此方ニ相知らせ不申ニ付金子指送不申候紀伊國屋便ニ一筆啓上仕候、未残暑厳敷御座候処、先以御家内皆々様益々御堅勝之由奉賀候、次私儀去ル六月十一日帰宅仕居申候、御休意可被下候、然者御借用仕金子之儀も早速指送度奉存候得共可然便無之、時節不景氣ニ附テハ降人一向無之、大ニ延引仕候、態人ヲ以成共相考候得共又々家内共相痛ミ取込罷居申候、何連近々善次殿被下候間、是ニ指送申候、左様御承引可被下候、私儀も仕舞次第早々罷下り度奉存候、先ハ御報迄以□札如此ニ御座候、早々以上

八月九日　塩屋定重

武冨七太郎様

前に（No.16）筑前芦屋塩屋伝四郎の一通を掲げたが、これも同じ芦屋の塩屋定重が送金遅延の事情（不景気）を弁解したものである。

No.73

（表）「伊万里ニ而
武冨七太郎様
金子四拾両相添
掛屋三郎平

（裏）〆　あしや分　」

以態飛脚ヲ一筆啓上仕候、極暑之節御座候へ共御家内様益御堅勝ニ可被遊御座大悦奉存候、然者當春仲間之者共金子四拾両御取替被下出船仕廻申候由、早速御送り可申上と奉存候得共宜敷便り無之甚延引(ママ)可仕候、此節四拾両送り申上候間御受取可被下候、利足等も相掛り申候ハヽ、同人共帰り之上御引合可被申候、先者暑中御見舞旁早々如斯御座候、以上

六月十七日　　掛屋三郎平

武富七太郎様

掛屋三郎平は越野姓の芦屋商人（前出拙著第九章参照）。

No. 74

（表）「於伊万里堀端ニ
七太郎様　　紙屋治郎吉
茶碗鉢弐枚相添

（裏）〆　伊万里迄賃銭相済申候　ゟ筑前博多
二月廿一日　　」

黒川浅吉殿船ゟ一筆啓上仕候、追日暖氣之節ニ相成申候得共、先以其御表御家内様御揃益々御安静ニ可被為遊御座候由珎重之御儀ニ奉存上候、誠ニ以先頃者以□大ニ御世話相成千万難有仕合ニ奉存上候、此段御高禮(厚)奉申上候、然者其節御相談申上□候鉢此節着之砌早々先様江相見世申候処、御氣之毒千万御事ニ者余リ大ト過候由ニ而頓と氣ニ入不申候ニ付、松浦屋次左衛門殿向御尊家御目録相添差返シ申上候ニ付、御迷惑千万なから御受取被(可)為下候、右金子之処ハ右松浦屋江何とそ御渡被仰付可被為下様御頼奉申上候、節角御相談仕□候処何分ニ茂御返し難申上候得共無據仕合ニ御座候、委細之儀者松浦屋様江申入置申候ニ付御承引可被為下候、先者右申上度如斯ニ御座候、以上

二月廿一日　　紙屋治郎吉
弥平

堀端七太郎様

（別紙）

覚

一人形絵弐尺壱寸鉢　弐枚
代金弐両弐歩弐朱

右代金慥ニ受取申候

二月十二日　　七太郎印

紙屋弥兵衛様

折角の物が注文主の気に召さず（弐尺壱寸鉢はふと過ぎた）、ために送り返したものである。松浦屋次左衛門が仲介しての注文であったので、武富家の送り目録がさし戻され、前払いされていた代金は武富家から松浦屋をへて返戻されねばならなかった。この紙屋治郎吉・弥平（弥兵衛）は博多の陶器商、松浦屋もいずれ博多の商人であったのであろう。

No. 75・No. 76はともに筑前山鹿の商人である。

No. 75

（表）「いまり
堀ばた七太郎様　　ゟ山鹿
尊下無事用文

（裏）
〆
七月一日　金弐朱添　　蛭子屋久五郎　」

尚々
幸ニ一筆啓上仕候、先以大暑之□ニ御座候所、弥々御店内様□御揃□隆之御義ニ□、次ニ私義も無事ニ罷在申候、乍憚御安心思召可被下候、且又るり金書盃（臺）たい五ツ御世話ニ御座候得共御遣立可被下候、此段呉々御頼申上候

覚
一るり金書盃たい　五ツ
十五
此代金弐朱相渡可申候、御世話ニ御座候得共御遣立可被下候

七月一日
堀ばた
七太郎様　　蛭子屋
久五郎

No. 76
（表）
「イマリ
武富七太郎様
尊下　　吉野屋
儀兵衛

（裏）
〆八月廿日　　〆筑前山鹿　」

尚々
一筆啓上仕候、秋冷相成申候處、其御表弥御家内様益々御安康可被遊御座奉大賀候、次ニ爰元家内并私義も當十八日無事帰宅仕候、乍憚御休意思召可被下候、然ハ當夏ハ柳吉罷下り如例御世話相成千万忝奉存上候、儀七事當月末ニ者帰宅可仕候、帰リ次第罷下リ可申候、猶又宜敷願上候、
一金百上共百四十両差送り申候處御入手奉存上候、此節焼物代内金ニ田殿手元迄送り置申候間御受取可被下候、不足之處ハ儀七より差上可申、何程御座候哉相分リ不申、何連内金御座候、猶御礼之義儀七下り其節御礼可申上候、
先ハ御左右旁如此御座候、恐惶謹言
八月廿一日　　吉野屋
儀兵衛
堀端
武富七太郎様
七之助様
参人々御中

前者は、代金弐朱を以て瑠璃金書の盃台五箇を注文したもの。後者の吉野屋儀兵衛（倉野姓）は武富家と取引のきわめて大きかった商人である。なおその詳細は同家大福帳の分折に譲るが、彼は伊万里陶商犬塚家と共同の「手船」を所有したこともある（拙著八七三頁以下）。この書状では、柳吉が伊万里で仕入れに当り、儀兵衛当人や儀七が、行先は不明だが商い先から帰国（予定）したものであろう。

No. 77
（表）
「肥前伊万里
武富七太郎様
尊下無異要用　　従山鹿

（裏）
十一月二日〆　　山鹿世話人中　」

幸便ニ一筆啓上仕候、追々冷氣相増候得ども其御地御家内様御揃益々御安康被遊御座奉大賀候、然者次左衛門殿手元近来打續不景氣ニ出合、其末昨年江戸升清殿成行、駿州表多分残掛出来仕、當銀主方ゟかり入之金子拂入皆済ニ難相成り候付、私ども相寄彼是心配仕、銀主方拂入之所仕方(法)相立、漸々此節済方ニ相成申候、尤も其御地焼物代金借用御座候趣志らべ方仕是又算用相立不申而者相成り不申、右ニ付次左衛門殿手元得与吟味仕見候所、江戸表ゟ仕切金之所御地拂方之引當ニ仕居候趣、右金子之義者當十月晦日限江戸升清殿ゟ送り出しニ相成り可申筈堅ク引合罷かへり居申候事故、右金子参り次第ニ早速同人御地江罷下り、夫々拂方仕筈ニ相決シ申候、萬一江戸仕切金送り方延引ニ相成り候節ハ不及是非ニ當銀主方ゟ仕入金借用仕、右之内ニ而一先御地拂方致させ、其末仕入ニ取掛り可申積リニ決定仕居申候、右ニ付年内仕入出来仕候様銀主方江相談仕候所、此節金子手廻リ兼居候間、何連當月内ニ者○印取集メ仕入ニ罷下り可申積りニ相談相決シ申候、依之、其御地拂方之所萬次殿出張之上算用相立られ候間、何卒其節迄之所御待可被下候、此節各々様方ゟ態与金子取立ニ参られ候而も、只今治左衛門殿手元江○印一向ニ廻リ合不申、何連同人仕入ニ下リ之上拂方一同利道相立算用致させ可申候、左様御承引可被下候、萬事拂方之所者當所世話人江御任せ可被下候、不悪取計可申候、何連年内仕入出来仕候様、節角御世話仕居申候間、各々様乍御迷悪今志者(ば)らく之所御用捨御願申上候、右申上度如此ニ御座候、以上

酉
十一月二日

世話人
戎屋　久五郎
萬屋　治七
岡田屋　定七
吉の屋　深兵衛
□屋　半兵衛

武冨七太郎様

いづミ屋
幸三郎

これはまさしくNo.3・No.7・No.12の萬屋治右衛門書状に対応するものである（No.12の文末に「国元世話人ゟも書状」のそれに当る。同日付）。

No.53（慶応元年）・No.54（同二年）等の武富家棚揚において金千両を超す借入金のあった播磨屋勘三郎は越後新潟の商人。すでにNo.23にも一通をあげた。「長崎上米船」とは何か。この船を幸便として注文書を送付したのであるから、越後から長崎へ幕府の天領米を運んだ船あたりであると思われる。

No.78

一筆啓上仕候、時分柄甚暑之砌ニ御座候所、先以御家内様御揃益々御壮栄可被成御座珍重ニ奉存候、然者此度長崎上米船幸便有之、則別紙之通注文御頼申上候、右品々成丈被入御念叮嚀ニ□被下度、尤右注文之内大川内・一ノ瀬もの焼物外方(者)□乍御世話様御調へ被下度、此段御頼のミ奉申上候、右之品相調ひ候得共卯左衛門殿方迄御志らせ可被下候、尤上米船ニ而出帆差急キ候間、荷物出来方卯左衛門殿方御聞合被成下、早々船積ニ相成候様御取計可被下候、且亦代金之儀者荷物引替ニ御受取可被下候、船頭へいさゐ申□置候間、左様思召可被下候、先ハ此段御頼申上度如此ニ御座候、以上

六月廿二日　播磨屋
勘三郎

焼物屋
七太郎様
参御中（カ）

尚手頭府帳紙ニ模様書留メ入日記付被成下候（可）

二白申上候、當春御世話被成下候瓶之儀誠ニ品柄阿（あ）しく捌口不宜、損分ニも相成候間、近頃御面倒様ニハ御座候得共、右代金之内五両金も直引致呉候様御懸合置可被下候、何連明年其御地へ罷出御物語可申上候、先ハ右御頼申上度早々、以上

六月廿三日　　はりまや勘三郎

七太郎様

No. 79

（表）「肥前伊万里
堀端七太郎様
其外三ツ組丼壱与添　　福昌丸
嘉市

（裏）メ　　ゟ備前児嶋
□

任幸便ニ以手紙啓上仕候、残暑之砌先以其御地御家内御皆様弥御堅勝被成御座珍重奉存候、次ニ當方無別条罷在、乍憚御休意思召可被下候、然者御宅ニ而積入申候荷物之内唐鳥絵三ツ組丼段々商内仕候へども皆々破談ニ相成、尤、代呂もの甚以不足候ニ付（カ）さしニ而ハ無御座候哉と一々相改候處不残下物ニ御座候而大イニ迷惑仕居申候、并ニ唐鳥へ（絵）大切溜十枚入一俵破談申来候ニ付相改申候処、内々間四枚引弐枚御座候、誠ニ貴家様是迄御実躰之事故無心置賣捌候処、右之仕合ニ付大イニ當惑仕候、尤、其外之荷物ニ者別条無御座候、右之内唐鳥へ三ツ組丼壱与手本差下申候間御一見可被下候、尚追而貴顔之節委敷御噺可申上候へども、先右之段御聞置可被下候、右用事斗如斯ニ御座候、

早々以上
巳七月八日　　福昌丸
嘉市

堀端七太郎様

備前国児嶋郡通（かよう）生（倉敷市児島通生か）から発せられた福昌丸（萬屋か）嘉市のこの書面は、武富家にとり極めてきびしい、同家の信用にかかわる内容を孕んでいる。さしの語意が不明。「間」・「引」については次に事例をあげる。（武富家襖下張文書）。

一同山水へ（絵）
四〇　丸三組丼　上廿六組　間三組　引壱組
壱メ百六十四匁

この三ツ組丼一株の価格を算出する方法は、上―四十匁・間―（四十匁×〇・七）・引―（四〇匁×〇・五）を以てする。

ところが実際の計算では壱メ百四十四匁にしかならない――あきらかに算違いである。また、

一錦手寿福割へ　上七
十一　玉口八寸丼　間壱
九百〇弐匁　引壱

この例の計算は誤りなしである。

次のNo.80は、No.15に下関櫛屋茂七らの一通を見たが、同じ下関の櫛屋庄右衛門の年始状である。彼の名はまたNo.53以下の棚揚にも見ることができる。

No.80

改暦之御吉慶不可有尽期御座重畳目出度申納候、先以其御地御家内様御揃益御勇剛可被遊御越年大悦之御儀ニ奉存候、右年始之御祝詞為可申上、以愚礼如斯ニ御座候、猶期永日之時候、恐惶謹言

正月五日　　櫛屋庄右衛門

武冨七太郎様
参人々御中

No.81の亀田屋十藏らは、塩鮭を贈っているので北国筋であろうと推測され、事実、越後新潟の商人である（前出拙著九〇一頁）。

No.81

一筆啓上仕候、時分柄暖氣相成御座候處、先以御家内様御揃益々御機嫌能可被遊御座珎重之御儀奉存候、随而下拙義三月十六日目出度仕(着)候間、乍憚御休意思召可被下候、然者御地留逗(カ)中永々御世話様ニ相成、別而萬事御添心被下難有仕合奉存候、此段以急札萬々御禮可申上候、猶又當秋御地江罷越度存候間、不相替御引立之程偏ニ奉存候(ママ)、且ツ麁末之物ニ御座候得共地引鮭塩引壱本差送リ申候間御受納被□、猶□萬も御□申上候、先ハ時候御見舞旁御家内様江宜敷御傳言被下度候、早々以上

酉四月二日　　亀田屋十藏
栄三郎

武冨七太郎様
御家内衆中様

No.82

（前欠）御儀奉存候、然者私儀も當六日ニ入船仕候、左様御安□可被下候、猶又此度藤七様便ニ金子百拾両丈ケ差送リ申上候間、□御世話様ニも御座候得共、御尊家様今先方江宜敷様御渡し置可被下候様御頼申上候、且又此節私し儀もくり綿少々買入申候故此節金子少々間ニ合不申候間、此次便ニ残金之儀者早々御送リ申上候間、右左様御思召可被下候、又々真綿百拾八匁御送リ申上候間御請取可被下候、先者此段申上度如斯御座候、恐惶謹言

九月十一日　　綿屋幸右衛門

武冨七太郎様

（別紙）　覚

一五拾両　|次　堀七分
一五拾五両　ツ　綿安
一弐拾両　ニ　幸七
一弐拾両　ニ　井國
一廿両　ニ　前儀
一十三両　ニ　弥介
一六両　ツ　竹弥
一十三両　　和平
一七両　ツ　幸吉

〆
右之通り御座候と奉存候間宜敷御頼申上候、先方様江も別帋差送り不申候間宜敷御傳聲可被下候、阿まり急便ニ御座候間、荒まし書附申上候

覚

一高金百拾両

内

一金三拾両　綿安
一同拾弐両　幸七
一同拾弐両　井國
一同拾弐両　前儀
一同八両　弥助
一同四両　竹弥
一同四両　幸吉
一同弐拾八両　堀七

〆金百拾両之辻

右之通、此度筑前ゟ送来リ候付、右之通割方仕候間、御一覧可被下候、
以上
亥九月十六日　武熊（武冨熊助）
御連中様

綿屋幸右衛門はたぶん筑前芦屋の商人である。彼が今回送った金百拾両は別紙「覚」上段の合計二百四両の内金であり、彼が堀七（武冨）をはじめとする九名の伊万里商人から「借用」していたことを示している。中段の符号は借用額に対する百拾両の按分（案）で、堀七は二十六両余、綿安三十両、幸七十二両…となるのである。これをもとに実際の「割方」は九月十六日付「覚」のように行われたらしい。何故か、和平に対する配分のみが行われていない。

布屋（田辺）忠吉は幕末期武富家と取引・貸借のあった新潟商人である。既に№31・№52（布忠かし金弐千百拾五両）などを見た。これは同時に、改めて下関原屋清右衛門の位置を証拠立てるものとなっている。すなわち、

№83（割印）

一手廻リ合利　弐ツ
当状相添

伊万里
武冨七太郎殿行
着次第彼地へ急便御届可被下候

〆

運ちん相済〔忠田邊〕
関ゟ伊萬里
運ちん三百五十文御渡
可被下候

長州
原屋清右ヱ門
下ノ関

右之通積入申候条、着船之砌御改御請取可被下候、萬一海上之義可為御法候

事

亥九月八日　布屋忠吉〔忠田邊〕越後新潟瀬戸物町
下の関
原屋清右衛門殿
伊萬里
武冨七太郎殿

引き続き新潟商人の書状をあげる。

No. 84

以手紙一筆啓上仕候、極暑相成候処、先以其御地御家内様御揃益御安静被渡珎重奉寿候、随而當方無吳乍憚御休意可被下候、此度伊勢丸亀太郎殿船今、御注文之品別紙之通積入仕候条、着御改御受取御入帳被遊可被下候、去冬中今色々御世話様相成千萬難有奉存候、乍末筆　御家内様へ宜敷御鶴聲奉願上候、書外期重便之時候、恐々謹言

六月十五日　　植木長右衛門

武富七太郎様
参人々御中

（別紙）　覚

一金五両　　桐たんす
壱分□（ママ）朱　　上壱棹

外三百文　　御仲
三百文（ママ）　　荷作り
一金三分一朱　　朱七寸五段重
金蒔繪付　壱組

外

金蒔繪櫛笄　壱組
同　櫛　弐枚

外二

吸物椀　弐品ニて　四十人前
角屋直太郎殿行

小盆　弐十前

硯蓋　三組
弐品長（ママ）當着迄
御預り置可被下候

右之通御座候、以上

子六月十五日　植木長右衛門㊞

越後新潟の長植木長右衛門の書状である。武富家などが「覚」（別紙）のような塗物類を発注していた事実が証明される。これは輸島の塗物であった。

越後新潟植木長右衛門の印

No. 85

一角屋直太郎様行

一三〆百文　　惣朱蒔繪
一五五　　八寸角大平　弐ツ
（今）内て

一四〆六百五十文　　青光内朱
一五五　　蒔繪八寸角平
（米）一内一　　三ツ

一五百四十文　　黒通盆
弐七　　蒔繪付　弐組
（米）壱組

一金一歩　　外朱角丸
角屋直太郎様行　　七寸重箱
四段壱枚蓋
大小　弐組

一四百五十文　　箱壱ツ
〆壱箇

一金弐両壱歩弐朱　　輪嶋惣朱
壱組　　角重弐組
壱両三朱ツゝ　　若松鶴松竹梅
蒔繪付

一金壱両三歩弐朱ト　同角丸
四百文　弐組
三歩弐朱ト　□桜へ
弐百文ツヽ

一金三歩　惣朱角丸
八寸大平
押鳥へ　弐ツ
（米）合一壱
壱歩弐朱ツヽ

（一八百十文
弐七合

黒通盆
蒔繪付
三組

一壱〆八十文　箱□
金物付四ツ

一三百五十文　箱壱ツ代
〆壱箇

右者弐簾（廉）詰合ニ御座候、尊家様ゟ御注文之分ハ何成共御引取、亀源様ニも上ノ大平御用之由御咄し御座候間、是又御入用丈ケ御引取、紅義様ニも上ノ重箱壱両位之品御入用之趣御咄し御座候、是又乍御世話御傳言奉希上候、残リ品之儀者御望之仁御座候ハヽ、何方へなりとも御賣拂可被下候、尤此地ゟ御地迄運賃掛り候間、左様ニ御承知可被下候、十月初ニ者此地出立罷出可申候間、尊顔萬〻可申上候

一金弐歩弐朱ト　□木綿
百四十文　弐反

一金三歩弐朱　□弐反
壱丈三尺八寸

〆岩佐様荷物壱番ニ入

右之通御座候、已上

西八月一日　植木長右衛門（印）

武富七太郎様

No.86

前文御免可被下候、先便ニ金五拾両也相下し申候、惣仕切之儀延引仕リ候段御用捨可被下候、其内直段も下直之品も有之候得とも御用捨可被下候、惣仕切一壱貫六百七十目三分七（厘）リ

此金弐拾両壱歩弐朱也

長崎飛きゃくゟ差下し申候、御入手可被下候、尚追〻御荷物沢山ニ御積入可被下候、已上

子二月十一日　細川喜十郎細川

武富七太郎様

細川喜十郎はどこの商人であるか、未詳。もっとも「長崎飛脚より差下」すと言うところから、大坂辺の商人と思われる。ともあれ、先便に金五拾両、今便に惣仕切金弐拾両余を届け、以後の荷送りを頼んでいるのである。

No.87

一筆啓上仕候、其御地益〻御勇健ニ可被遊御座御座珎（ママ）重之御儀奉存候、然者此度御仕切表過上銀高有之、金弐拾両壱ア（歩）弐朱并ニ仕切帳三冊御下シ申上候間、着之砌ニ御改御入手可被遊候、尚又仕切書過日差出し可申上之所大井（い）ニ延引ニ相成申候段、真平御仁免可被下候、扨不相変御荷物沢山御登セ被下度奉希願（ママ）上候、先者御断旁ニ早〻如此御座候、恐惶謹言

二月十一日　具足屋半次郎店

武富七太郎様

たまたま、この具足屋半次郎（店）の一書も、さきの細川喜十郎の金弐拾両壱歩弐朱と同額である。

武富家の紀州商人との取引関係を証拠立てる例はむしろ少い。同家大福帳にも鍵屋重兵衛ら数人を見るだけである。同家棚揚げ中にも散見。次の証文は稀少価値があるであろう。

No. 88

覚

一拾七貫百目　盃九箱代
但シ五百七拾目金

右之通り慥ニ借用仕候、勘定之儀者此度下リ之節早々御勘定仕被候、為念書附差上申候、以上

紀州
巳ノ
二月廿八日　嶋屋常五郎㊞

七太郎様

次のNo. 89は、㋑大坂鴻池庄兵衛店よりの書状であること、㋺下関の原屋清右衛門が中継ぎして荷が送られていること、㋩何よりも「右為御登荷物之義、此節…御仕法御取調中ニ付、当方ニ於而ハ現銀売を仲買中江申出…」、「岡田長之助殿御滞坂ニ付、右御人江…御請合之処御頼申候ニ付御承知ニ相成、則御印形申受…」と記されていることに注目すべきである。㋩に関しての詳細な事情は前出拙著の第五章7節三〇四頁以下に譲るが、岡田長之助が荷主代表として「印形」したものが、外ならぬ文久四年二月「肥州御国産陶器荷主中御約定書」すなわち「奉差上定置一札之ゟ」であったことが分かる。この書状は文久四（元治元）年のものであり、「旧臘大火」は前年十一月二十一日に起った大坂の大火を指しているのであろう。

No. 89

一筆啓上仕候、追日暖氣弥増ニ御座候處、先以其御地御揃愈御壮栄可被成御座珎重之御義ニ奉存候、次ニ當方無吳罷在候条乍憚御安意被思召可被下候、然者去ル正月五日御地ゟ下ノ関原清殿届荷物、同人ゟ早船を以當三月廿二日相達即刻水揚仕、無吳儀御蔵納相整申候間、此段御安意思召可被下候、扨右為御登荷物之義、此節御承知之通御改法御取調中ニ付、當方ニ於而ハ現銀賣を仲買中江申出有之候ニ付、右様ニ而賣方相整可申哉ニ心得居候へ共、夫ニ而者直段ニ相響候義も有之旁ニ而心配仕居候處、此節　御表岡田長之助殿御滞坂ニ付、右御人江御相談候上御請合之處御頼申候ニ付、御承知ニ相成則御印形申受、去ル廿六日外御仁ニ御同様ニ仕賣方相整、捌方之義ハ太躰都合能賣捌申候間、右仮賣附書差送リ申候、御着御改御入手被成下御披見可被成下候、且為替も送り呉候様被仰聞候へ共、今便者市前後より彼是取紛居附而ハ、市後落札書跡仕舞ニて取込居差送り不申候、何連後便ゟ見積り為替金差送り申候間、左様思召可被下候、猶委細之義者無程岡田殿御帰国ニ付、其砌御聞取可被下候、先者右之段時候御見舞旁々以書中如此ニ御座候、早々已上

鴻池庄兵衛店
専藏

三月廿九日　　勘助
　　岩七

武富七太郎様

尚々御懇情ニ旧蠟(臘)大火之御見舞被下忝奉存候、御蔭ニ而當方者餘程隔リ有之、先々無吳ニ而罷過申候、乍憚此段御安意思召可被下候

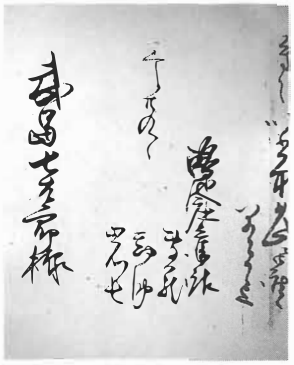

大坂鴻池庄兵衛店の専蔵・勘助・岩七

No. 90

尚々此節勘定書差上候而御相談可申上筈ニ御座候へ共、□方勘定ニ而大ニ取紛居候間差上不申、金弐両丈此者ニ而御かし被下度、少々かり越も可有之奉存居候へ共、何卒弐両丈御かし可被下候、御相談可申上候

覚

一金五百両　但四包
　　并書状壱通

右ハ布屋忠吉殿出
〆

右之通到来仕、則為持差遣申候、参着之上慥ニ御請取可被下候、尚又受取書壱紙被仰付可被下候、先者送リ壮如斯ニ御座候、以上

七月十二日　　叶屋
　　長十　㊞

武富七太郎様

No. 35にも見られた肥前杵嶋郡大町の飛脚屋叶屋辰十の送り状である。理金五百両・書状一通は前記新潟の布屋忠吉よりのものである。ついでに彼自身も金二両の借用を依頼している。

肥前大町の飛脚屋叶屋山下屋十の印

以上は七太郎を名宛てとしたもの。以下栄助へ宛てた一群をあげる。

No. 91

(表)
「肥前伊万里にて
武冨栄助様
□要用」

従筑前
山鹿
魚屋與平

(裏)
〆
三月廿二日出ス

関屋正七様便ニ一筆啓上仕候、先以其御表御家内様益御勇健可被遊御座奉大悦候、然者其節御尊公様山行之留主(守)ニて、委細之儀者田様江宜敷頼置候へハ、此度正七様便ニ金子五両丈差送申候、乍憚御請取可被下候、猶又勘定之詰者私下リ之節ニ仕候間、夫迄御用捨被仰付可被下候、宜敷御聞通被仰付可被下候、右御断迄早々如此ニ御座候、恐惶謹言

三月廿二日　　魚屋
　　與平

武冨栄助様

筑前山鹿魚屋与平の名は弘化三年「陶器組仲間締方極一札之事」（拙著六三二頁に引用）の連名中に見える。「山行」とはすなわち皿山行きである。

No.92
（表）「武冨栄助様　□用事」　〆
（裏）〆四月十八日

〆土佐
田村屋
幾三郎　」

以幸便一筆啓仕候、暑氣相催候處、先以其御地御家内様被成御揃益々御勇健被成御渡目出□度奉存候、隨而當方私家内無□罷在居申候、乍憚左様御休□可被下候、然者□とふ留之節者□千萬難有仕合奉存候、扨又先達而注文仕候品かし鉢此節御積入被遣候哉如何と相考申候故此度（笹御便を以申上候間、右之御左右御聞せ可被下候、尤金子之儀者急ニ大坂廻りを以相廻可申候間、此だん御承知可被下候、若又未荷物積入ニ相成不申候得者此度□者御積入被下度奉頼上候、先者取急キ各々用事迄申上度早如此御座候、恐惶謹言

四月十八日

㊐様

〈〇

土佐田村屋幾三郎の、すなわち伊万里逗留時についての礼、注文の菓子鉢についての督促。注目されるのは、代金を「大坂廻り」で送ると言っている点であろう。

No.93
（表）「肥前伊萬里
武冨栄助様」

酒井屋
清吉

封金拾両添ル

（裏）〆　従越後三條
四月廿四日認出ス

尚々

以手紙啓上仕候、向暑之砌ニ御座候得共、御家内様益々御壮栄ニ可被遊御凌珍重ニ奉存候、然者早春（当カ）ハ御地滞留中だん〳〵預り御世話様忝奉存候、扨當年ハ殊之外順風ニ而、御地四月六日出帆いたし、同十五日新かた着仕候、乍憚御安意可被下候、其節借用仕候焼物代金拾両早速贈りさし上申候間、其着御落手可被下候、先ハ右等申上度、乍末筆皆々様へよろしく御傳聲可被下候、□

四月廿四日　酒井屋
清吉

武冨栄助様

酒井屋清吉は越後三条の商人であるが、伊万里滞留中の礼、伊万里四月二日出帆――同十五日新潟着、「当年ハ殊之外順風」。焼物代金拾両の送付を記す。

No.94
（表）「伊万里ニて
武冨栄助様」

田中屋
忠兵衛

（裏）〆
六月十二日

従大坂　」

尚々本文今夕上リニ付取紛乱筆文略御免可被成下候

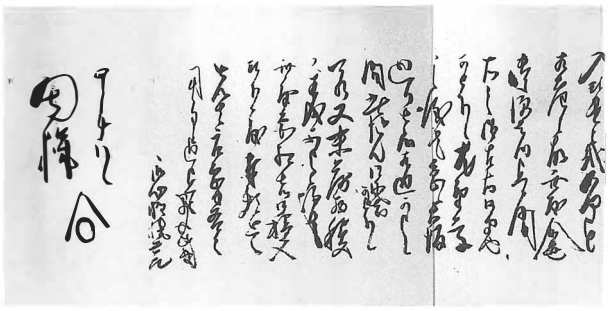

需便一筆啓上仕候、時下大暑之砌ニ御座候処、御家内様益御壮健被成御座欣喜不斜御座候、就而ハ御地滞留中毎度御邪广(ママ)ニ相成候所、其後御訊へも相怠失敬勝御高免可被成下候、小子も先月廿六日登仕候、乍慮外貴意易思召可被下候、尚又當地氣配いつもながら夏分横堀人氣大だれニ御座候、下拙荷物御地積出し四月中末之分積出し弐千斗り當月上旬當着致候得共、前文之次第故其儘蔵入致、孰七月末八月上旬之比賣方可仕候、當地商用幸イ隙之折柄ゆへ東行存立候而今夕ゟ罷上リ彼地へ趣(赴)申候、尤江戸表格別之滞留者致間敷、八月中比ハ出坂可仕心得ニ御座候、下金も㊀様書□之分ハ此度迄ニ而大体行届可申候哉、委細ハ㊀様へ御頼遣申候、尚彦兵衛へも阿らまし申遣し置候間宜御承知可被下候、別□も近々指送り可申候

一大鉢類矢張大下直、貴家様分も前文之振合弥々右品氣配阿り候間、秋口少々宛手頭□何度ニも賣方可仕候

一菓子鉢類も下直、㊄、仕入ㅍ尺口賣ㅍ㎜、上出来仕入ㅍ尺口ゑ㎜、九寸ㅍ位イ、八寸ㅍ位イ

右ハ兼而御咄も有之候間、御心得ニ(田當春)も可相成候間、乍序此段阿らまし申上候、且又八寸かわきなし出来かまりニて夏仕入並ニメ間ヲへし勘定位イ御賣方出来申候ハヽ、九寸八寸下物丈三十俵斗も彦兵衛へ申遣し候間、右ニ相成候ハヽ、同人へ御賣可被下候、先ハ暑中御見舞旁右申入度□如此御座候、乍末筆御母公さま始御家内様へも御傳達御願申上候、尚暑も相募隨分御厭専一ニ奉存候、頓首

六月十二日　　田中屋
武富栄助様　　忠兵衛

前に№25・№28において紹介した田中屋忠兵衛の書状である。筑前芦屋商人である彼の書状が大坂より発せられている事情については前掲拙著の第五章二節二四一頁以下を参照して戴きたい。

東行（江戸行）出立の間際に書かれたこの手紙は、「当地気配いつもながら夏分横堀人気大だれ」、「（私）荷物御地積出し四月中末之分弐千（俵）斗り」、「其儘藏入致、孰レ七月末八月上旬比売方可仕」などと、市場の状況等を伝えて興味深い。

なお、符牒を以て表した菓如鉢類の値段（仕入値・売値）にも注目される。すなわち、

	仕入	売値
(並)尺口(径一尺)	ㅍ（二十六匁）	ㅍ（三十六匁）か㎜（三十五匁）
尺口	㎜（三十匁）	ゑ（四十五匁）
上出来　九寸	ㅍ	ㅍ（二十八匁）
八寸	ㅍ	ㅍ（二十匁）

（武富熊助宛書状）

№95「武熊様　　貴下　　念

メ　　」

幸神丸明日荷仕舞ニ付、運ちん銀并ニ弐番船一条相極申度所存ニ御座候處、手頭調旁大混雑當惑仕候、毎々申兼候得共、御光来御加勢被成下候儀相叶申間敷哉、直ニ對談ニ而ハ双方之勝手已ニテ困り入、何卒御配意御取持被下候得者難有奉存候、此段以書中御相談申上候、草々

廿七日夜

新潟瀬戸物町布屋忠吉の印

既にNo.31において知られる念すなわち布屋（田辺）念吉（新潟瀬戸物町）の在伊中のものである（略封）。幸神丸はあす荷物を積みおえねばならない。大混雑で困っているので、ご光来いただき加勢を願いたい、ことに仕入れ相手との交渉を取り持って下されば有り難い――と。

No.96

（前欠）御座珎重之御義奉恐賀候、小子海陸無恙先月廿四日帰宅仕候、乍憚御休意可被下候、誠ニ御地逗留中者無限御厄介相成難有仕合萬厚奉□謝候、然ハ兼而御恩借仕候金子之内、此度千弐百両也差送り申候、着之砌御改御請取可被下候、就而ハ弐番船幸神丸も追々御地へ廻船可仕与奉察候、夫是要吉義差立候積リ之處、頃日ゑ庄内表へ罷越申し不能其儀ニ残念之至、依而金子丈差送申候、兼而御頼申上置候通、残り荷物者申ニ不及、其外半紙生姜内山ならちや外尾角鉢御取計御積入被下度奉頼上候、當所も焼ものるい存外景氣ニ御座候、御地も為差直下ケに無之与奉察候、扨唐物るい之義何分江戸横濱廻り品多ク、只今賣方見合居申候、生蠟之義も格別義無之、来月迄見合置申候、紙生姜二品丈思之外利分ニ相成申候、尚又半紙是非御積入被下度、尤上品方計よし、下品者不宜、左様御承引可被下候、委細松幸御相談之上万端よろし（く）九御取計被下度候、乍末筆□様□様おまつ様江もよろし九御竊聲之程奉希上候、先者此段以書中御願迄、早卒如此御座候、頓首

五月六日　　布屋三之輔（印）

武富熊助様

追啓中尾山行書状壱通御願申上候、乍御御面倒態人を以御届被下度、尤先方ゑ返事参り候間、幸神丸ニ間似（に）合候ハ、同人ゑ御送り可被下候、若間似合兼候ハ、大町ゑ大坂泉宗次ニし而急便御仕送奉願上候、有様明年大村物引合ニ御座候、發足之砌、兼而吟味之通他所ニ而仕入不相成趣ニ付、いかゞ相成候哉、色々欠引も御座候ニ付、右掛合状ニ御座候、左様御承引可被下候、甚以御手数恐入候得共壱升徳リ千俵、五合弐百俵丈御買整被下度、乍御面倒下の関次ニし而御送リ可被下候、併シ此品沢山ニ御座候ハ、数何程ニ而もよろし九候間、其含ニ而御取計被下度、自然弐三千俵程出来候ハ、水瓶積合ニ而船壱艘御仮（ママ）切被下度、御積送リ被下候様奉願上候、則注文書荒切（洗）儀助方へ遣し候、代金之儀御立替被下度奉願上候、注文書松幸迄遣し置候、御談事被下度候、毎々御面倒御願申上候段心外之至奉存候へ共、よろし九御配意之程奉願上候、以上

布屋忠吉とこの布屋三之輔とは同一人（家）と見なしてよい。No.52以下の水揚（棚揚）にあっても両者が並ぶことはなく、のみならず両者は同一の印判を用いているのである。

書中では、まず、㋑安着を知らせ、㋺伊万里逗留中の厄介を謝したのち、㋩金千弐百両の送付、㋥弐番船幸神丸の伊万里廻航の近い

ことなどを知らせる。そして㋚積み残した荷物は言うに及ばず、半紙・生姜・（有田内山の）奈良茶（碗）・（有田外山産の）角鉢を取り計らって送って欲しい。もっとも㋩唐物類は江戸・横浜方面からもたらさせる品が多く（安政の開港によるか）販売を見合わせている。生蠟も同様。㋥半紙（上品）・生姜は利益がある――と。生姜は近・現代においても、主として杵島郡中通村（山内町）犬走の特産物として新潟方面へ、それも伊万里港から船により運ばれた。

布屋三之輔書状の追而書の内容も興味がある。㈠大村領波佐見の中尾山ゆきの書状に対する返事を、間に合えば幸神丸に託し、もし間に合わない場合には大町（前出飛脚屋の叶屋山下辰十）から大坂の「泉宗」継ぎにして急送して頂きたい、と言うのである。注目すべきはその有り様、内実であり、来年取引する「大村物」であった。「兼而吟味之通、他所ニ而仕入不相成趣」とは、何か大村藩の統制策ででもあったのだろうか。

㈡徳利（壱升・五合）の買注文――「下の関次（継）」にて。もし沢山二～三千俵ほどにもなるようであれば水瓶（甕）と一緒にして船壱艘を借り切って送って貰いたい――と。

No. 97

呈寸楮候、過刻（カ殿与對談いたし候處、（二十）＝両丈之処者是非出銀無之而不相

濟儀ニ而者御座候得ども、実々差支候儀有之候由ニ而武栄之方へ罷出相談可仕様被申候故、定而後刻ニ者右人々尊所様之方へ沙汰可有之奉存候、惣而者右積前之儀者唯今荷作りいたし申候間、何卒船手之方御厚配被下度是又御願上候、何も孜も御打懸御願仕候段思召も如何与奉恐入候得共、参上之末ニ而萬事御頼申上候条、何分宜敷御取計可被下候、いつ連□方貴面上萬々御礼可申上与、文略御高免可被下候、以上

二月十二日　　綿屋安右衛門

布屋三之助様

これは伊万里の綿安から布屋三之助へ宛てたものである。確実なことは分からないが、武富・綿安・布屋・分（No.56）らの相互の結びつきが推し量られる。

No. 98

一筆啓上仕候、暖氣之節ニ御座候處、先以皆様御揃御安康奉珎重候、二ニ小子儀も今十四日無事帰着仕候、乍憚貴意易思召可被下候、扨逗留中者いつもなから御厄害ニ阿津かり（ママ）、万端御高配被成下千萬難有仕合ニ奉存候、就而者此度連帰候飛脚之人よ利金百五拾両、外ニ弐拾両也、陶器代之内、都合百七拾両也差送申候間御改御受取可被下候、将又御憐（隣）家貴君ニ別紙差出可申筈ニ候得共、何角取紛御無礼仕候、乍憚宜御鶴聲可被下候、生蠟直段之儀當節三匁七合之由承候、任序御噂申上候、先者御礼旁申上度、取紛以愚札早々如此御座候、御老母様御内室様皆様方へも乍末筆可然御傳達奉願上候、恐惶謹言

四月十四日　　原屋
清右衛門

武富熊助様

No.98はふたたび原屋清右衛門からの送金状である。生蠟の値段を知らせているのは、下関が蠟の北国方面への集散市場であったことと関係があると思われる。

No.99・No.100はともに原屋善吉のものである。

No.99

尚々御頼申上候酒入用服たんぽ御座候得者壱ツ[　　]可被下候、以上

一筆啓上仕候、秋冷之節御座候處、先以御家内様益御揃御勇健可被遊御座目出度奉存候、次ニ私義無事相勤申候間乍憚御安意思召可被下候、扨又當春者おすえさま御上京之段目出度奉存候、御下リ之節御無事御帰宅被遊候与奉察入候、

一御親父栄助様へ宜敷御傳聲奉頼上候、先者右御見舞旁以愚札如斯御座候、恐惶謹言

閏八月　　原屋
善吉

武富熊助様

No.100「西肥
武富熊助様
平安要用書　　原屋内
善吉」

尚々申上候、追々暑サきびしく相成候間、御母様御用心専一ニ奉存候、以上

一筆啓上仕候、大暑之節ニ御座候處、先以御家内様御揃益御勇健可被遊御座大悦至極ニ奉存候、次ニ私義無恙罷在候間御安心可被下候、然者春之頃者永々御世話ニ相成申候、此段御礼申上候、乍末筆質場御家内中様江御傳言宜敷御頼申上候、先者時向(候)御見舞旁以愚札如斯ニ御座候、恐惶謹言

六月十六日　　原屋内
善吉

武富熊助様

以上、No.62からNo.100まではいわゆる旅商関係の分である。地域的に分類すれば、

筑前――叶屋嘉七、脇浦半次郎、田中屋忠次郎、塩屋定重、掛屋三郎平、蛭子屋久五郎、吉野屋儀兵衛、萬屋治左衛門（山鹿世話人中）、綿屋幸右衛門、田中屋忠兵衛、魚屋与平

博多――紙屋治郎吉・弥兵衛

下関――原屋清右衛門、虎屋安右衛門、櫛屋庄右衛門

伊予桜井――山本屋覚藏

土佐――田村屋幾三郎

備前児嶋――福昌丸嘉市

新潟――播磨屋勘三郎、亀田屋十藏・栄三郎、布屋忠吉（同三之助）、酒井屋清吉

紀伊――嶋屋常五郎
大坂――細川喜十郎、鴻池庄兵衛店
（不詳）具足屋半次郎

有田皿山関係の書状等

No.101

覚

一柳絵本皿（八十 四十 弐十）　百四十
一賓絵小皿（五十 九十 三十六）　百七十三
一留リ小皿（瑠璃）（弐百六十 百ツ 六十五）　□四百廿二而候得共弐十不足也　四百ツ

右之通差下申候、御請取可被成候、惣して先達而御申上置通之勘定ニ而今日ハ皆済御算用被成御加し可被下候、深々奉願上候、以上

四月朔日　伊三郎
七太郎様

差出人伊三郎の皿類の送り状であり、同時に代金の決済を求めたものである。例を柳絵本皿にとれば、百四十箇のうち、八十箇は上、四十箇は間（七懸）、二十箇は引（五懸）で算用したであろう（No.79参考）

No.102

覚

一龍割へ（壱ツ不足）八寸井　請取五ツ（下也）　夫常助
一山水へ火鉢　請取三十　夫常助
一唐花へ角弁当　請取六十弐　倉吉
一薄用へ和へ物　請取五百十　常太郎
一祢じ割へ極真仙茶　請取弐拾四　夫常助
一龍濃へ同　請取三十弐（下也）　夫同人
一口紅桐へ火入　請取三十弐　常助
一竹割湯呑　請取十（壱ツ不足）　夫熊太郎
一復書へ和へ物　請取三十壱（弐ツ過上）　同同人

右之通御受取可被成候

十月朔日　八兵衛
武富様

八兵衛よりの書状。請取印は武富側のものであろう。「壱ツ不足」「弐ツ過上」などはその時の加筆である。

No.103「武富七太郎様　尊下　立林峯吉」

昨日ハ詰構之海草被下忝厚禮申上候、乍憚御内方へも御禮御傳聲可被成下候、左御座候而昨日卯平次を以及御相談候金之儀、反用ニ付極々難渋之参掛リ御座候条、何卒此人ニ而御情借被下成度偏ニ奉頼上候、先ハ右為可得御意早々、以上

四月朔日

No.104「武富七太郎様　貴下　立林峯吉」

先日ハ御出浮被下候得共大形之いたり御座候、然者當月も月限ニ相成候得共、内輪彼是と繰合も有之候条、何卒金拾両今日限リ御情借被成下度御相談申上候、至而極々之儀ニ御座候条、宜敷かへす〳〵奉頼上候、其砌申談置候油此人ニ而被仰付可被下候、惣而捻割丼弐ばん七ツ三ばん十過上ニ御座候故則差下シ可申候、御請取可被下候、先ハ旁為可得其意早々以上

三月廿九日

No.105「武富七太郎様　御尊下専用　立林峯吉」

熊与得御意候、久々御疎遠ニ罷過失敬申上候、然者先日ハ外尾釜揚之儀ニ付而納銀方御相談差遣候得共、其御元衆中茂増運上銀之儀ニ付打寄御吟味中ニ而、此方へ御出浮被成下儀さえ不相叶御振合ニ而、納方之儀も御情借之段御断被成被申候、然し節句前ニハ少々なり共御借用可被仰付、則節句前たそ差遣可申候段被仰越忝承知仕候故、幸平兵衛殿御宅御出之よしニ付、何卒金五両御取替被下様御相談被成下度頼越候得共、昨日迄何たる沙汰も無之候故、定メ而空敷罷帰リ被申哉与推察いたし候得共、為念平兵衛殿及尋問ニ候所、折節他行之由ニ而一向有無分明不致、夫故此者態々差遣申候条、何卒右金庄屋元今も折〳〵之催促、又ハ節句肴代とても不速御座候間、御情借之程くれ〳〵奉願上候、撰方之儀も夫〳〵相整置申候条、御出浮之程奉希上候、以上

三月六日

この立林峯吉は南川原の釜焼であった（『肥前陶磁史考』三五七頁）。これら三通とも武富七太郎との密接な関係を物語るものであるが、とくにNo.105は注目される。概要は次のとおり。

先日、外尾釜の釜揚げにさいし所要の納銀（運上銀）の借用をご相談申しましたが、そちら（伊万里）の方々も運上銀の増賦対策につき協議中のため、こちら（有田）へのお出かけさえ無理な状況とのことで、右の納銀借用もお断りなさいました。しかしながら（賃銀などの決算が必要な）節句前には少々は貸すから誰か人を遣るようにとの仰せにしたがい、さいわい平兵衛殿がお宅へお出でになると聞き、ぜひ金五両の貸与かたを相談して下さるよう依頼致しました。ところが平兵衛殿からは何の音沙汰もなく、いまは他所行きとかで不在、いっこうにはっきりしませんので、改めてこの者を遣わ

しますから、くれぐれもよろしくお願い致します。庄屋からも納銀を督促してきておりますし、また節句の肴代などにも不自由しています。釜揚げしました焼物の撰り分けも済んでおりますので、どうぞお出でをお待ちします。

釜揚げ時の運上納銀に関しては『有田町史』陶業編Ⅰに述べられているが、それすらも従来有田釜焼は伊万里の商人に依存している面があったのである。もちろん伊万里商人としては焼き上った製品を取ることを前提として貸し付けたのである。釜揚げを知らせ、来山を期待するなど、その関係なしには考えられないことに属する。「節句前」に要する金、「節句肴代」の金などの融通は、伊万里の商人と有田の釜焼との間にはごく当り前のことであった。

No.106

覚

一金拾両〇五匁五

右之分納方有之候処、内金五両丈此者江御借可被下候、以上

九月廿一日　嘉平㊞

茂十様

No.107

「伊万里
武冨茂十様
要用

外尾山
青木嘉平次

向寒冷之處、弥御堅勝之由珎重奉存候、然者先達而申上置候銀談一件ニ付佐賀表江罷越候處、下拙茂成丈与存、餘程働心配仕候得共、此節之儀者一圓行届不申候処、就而者供日仕舞方差支候間、何卒尊公様當節之儀者御繰合せ被成、何程成共金御恩借被下度呉々御相談仕候、猶又先日茂申上候納方之儀者五両丈ケ之処御借被下奉頼上候、定右衛門様茂當時之処者指詰リニ而御座候間、是又深々及御相談候、以上

九月廿一日

ここにもまた、「納方」に要する金の借用願書がある。青木嘉平次は外尾山の釜焼として名があった（嘉永六年没。『肥前陶磁史考』五七五頁）。定右衛門については後述。

No.108

覚

一書物絵　三弐五　中皿
一おも高絵　同物　同十八
一目中　同物　弐三
一大根絵　小水扣へ
一大根絵組物

御約束之通此節者御引合被下候（可）、以上

卯四月朔日　松蔵

伊萬里
茂十様

No.109

十一月廿九日入札　覚

一、三貫七百八拾壱匁三分

内三百〇弐匁五分　八部引

正味ミ三メ四百七拾八匁八分

一、九貫六百拾〇匁弐分五厘　組物代メ高

内弐百八拾八匁四分五リ　三部引

正ミ九メ三百弐拾六匁八分

合メ拾弐メ八百〇五匁六分

内金壱両　手附　十一月廿九日

同五両　菊三郎行　十一月十四日

同五両　十二月四日

同十三日

同五両

メ金拾六両

代九メ六百目

引残り三メ弐百〇五匁六分

十二月廿四日入札メ高

一、八メ九百四拾七匁弐分五リ

内七百拾五匁七分二リ　八部引　八分

引八メ弐百三拾壱匁四分五リ　十二月廿四日

内金壱両　手附　同晦日

同拾弐両　正月廿九日

同弐両

メ拾五両

代九メ目

引過上七百六拾八匁五分五リ

差引残り弐メ四百三拾七匁五厘

内金三両　菊三郎手附也　九月廿一日

引残り六百三拾七匁五リ

外ニ十月十八日賣　芙蓉大丼　三ツ　壱ツ　壱ツ　三三

百三拾八匁六分

右之通相見申候間、猶又御引合見被下、此者江勘定残リ被仰付被下度奉御願申上候

二月廿八日　久太店

㊥様

右の二通は有田の釜焼ないし商人からの取引勘定書のたぐいと思われる。「久太店」は久富太兵衛店か。

次に伊十二通、峯藏一通をあげるが、彼らは後出の平太郎（川浪）を含め、相互に深いつながりを持っていたことが窺われる。

No.110「武富栄助様　伊十

火急要用

メ　」

以手紙得貴意候、御藤ニ絵薬用達添奉存上候、然者御病氣御加減如何ニ而御座候哉御窺申上候、就而ハ中樽釜七日八日ニハ火入ニ相成、右釜八番積入可仕候間、左様思召被下度、右釜揚ニハ直段不仕候共平太郎殿同様直ニ相下シ

可申候、併シ先日差上置手形通ニ〆、右八番當金子五両丈、反的木代等ニ付急場ニ而御恩借被下度、小樽釜六日ニハ揚リ可仕候間、右釜揚ニハ直ニ相下シ可申候故、此釜當ニ金子五両、都合金拾両丈御恩借被下間敷哉、此段乍（候）暑儀御相談旁々如斯御座候、早々頓首

十一月二日

（別紙）
小樽釜積入之分

一金丸上から花へ　丸中　百廿
一から艸へ　うかい　百十
一銀杏から花へ　反中　弐百〇五ツ
一から菊□へ　丸小　百廿
一さくら詰へ　丸小　百廿五
一から草へ　吸物わん　百ツ
一薄葉へ　十両入　百六十
一竊へ中皿　七十
一から花へ　小せん茶　三百斗り
〆

No. 111「武富栄助様　伊十　要用

以手紙申上候、然ハ峯吉殿ゟ差上候通、釜之儀も書載之通相違無御座候、絵薬代所望之儀も左様被成下度候、何与も私存可仕候間此段奉願上候、何連御面之上万端可申間、先ハ為存之一筆差上申候、以上

八月十一日

伊十（このころ有田大樽に林伊十なる釜焼が知られる。『肥前陶磁史考』五七五頁）のNo. 110は、㋑絵薬入手の礼、㋺中樽八番釜に積入れ、当七八日ころ火入れ予定、㋩右釜揚げの品物は平太郎同様、すぐに下す。この八番釜（の焼物）当てに五両の金を、木（爐木）代など緊急に必要であるので借用願、㋥六日に予定の小樽釜の釜揚品もすぐに下しますから、この釜当てにも金五両を、合せて拾両の借用願を内容としている。

No. 112「武富栄（助）様　峯蔵

内々要用

〆

以手紙得貴意候、然者商も不仕候内申上兼候得共、此節中樽釜三番・前釜四番積入申候處、今朝平太郎様御買入之絵薬、伊十様与咄合之上壱斤買入申候間代金四両三歩之直段相立候処、此度者此絵（薬）半斤丈ニ而よろしく御座候条、右半斤丈御預リ置、代銀四両三歩丈御恩借被下間敷哉、何卒偏ニ奉希候、先ハ乍暑儀御相談旁々如斯御座候、以上

八月十一日

追而申上候、□細之儀者伊十様存人ニメ被成下候様御頼申上候

峯藏も中樽釜三番・前釜四番に積入れするほどの釜焼であるが、これまで武富栄助との取引はなかった。平太郎保有の絵薬を壱斤、代金四両三歩で買い入れたが、実際にはその半分しか要らないので、貴方のほうで残りの絵薬半斤を預って戴いて、金四両三歩（平太郎へ支払）をお借し下さい――と。前の伊十と親密な間柄であった。

No.113「イマリ

武冨栄助様
急用

佐兵衛

先日者御入来被遊候處誠ニ大方千万奉存候、然者當節焼物代ニ當金七両丈御恩借被成下度、錦もの代ニ當廿両丈今日御恩借之程偏ニ奉頼上候、外ニ古金弐両丈此段偏ニ御相談申上候、以上

六月廿九日　㊟

七様

㊟佐兵衛がどこの釜焼であるかは分からないが、ともかくまず焼物代当てに金七両、さらに錦もの代当てに二十両、合せて二十七両の借金、加えて「古金弐両」も相談する。

いわゆる古金に関連しては、No.50～53（棚揚）などにも「慶長金や「甲州金」とかが見られた。これらの古金ははたして何に使われたのであろうか。

No.114「武冨栄助様

急要用貴下

深海喜三郎

先日者御出浮被下候得共、乍例大形千万ニ奉存候、然者其砌御約定申上置候通、今日ニ限反的急場之節御座候間、何卒御相談前之通此者ニて御恩借被下度奉頼上候、此段御相談得貴意度如此御座候、以上

霜月廿二日

深海喜三郎はのちの平左衛門（『肥前陶磁史考』五七二頁には前名喜三とある）であろう。

No.115「武冨栄助様　冨村森三郎

別紙入

寒冷之砌ニ御座候處、愈御安康可被成御座珎重奉存候、然者私罷出御相談仕筈ニ御座候得共、十五日

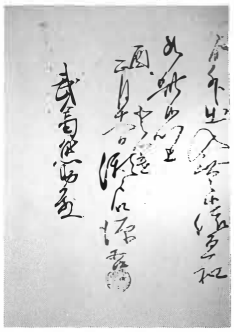

登心遣瀬戸口源吾（中樽）の受取証

前ニ而何分難相迦御座候間、乍略儀以愚筆御相談可申上候、訳者反的之儀ニ付甚難渋罷在候間、別紙之通ニ〆何卒御恩借被下候儀ハ相叶間敷哉深重御相談可申上候、何連貴顔上□、先ハ御相談迄□

冨村森三郎は赤絵屋（『肥前陶磁史考』五三三・五九一頁）。

No.116「伊万里
武富栄助様
貴下御直披　仁戸田平藏
柳瀬平左衛門
〆」

以手紙致啓上候、先達而者久為一件ニ付御人被下候ニ付、我々取捌、いつ連与御返答可仕覚悟罷在候處、久富ゟ世話方相断候様申来候ニ付、於我々ニ而も難落合奉存候へ共、銀業之義ニ候へハ不得止事破談仕候間、以後之義者御相對ニ相成候通御知らせ申上候、何事も其内期御面置可申述候へ共、御知らせ申上度辻々如斯御座候、以上

三月廿九日

「久為一件」、「銀業」と言うから、何か久富家と武富家との金銀上のもつれを仁戸田平藏・柳瀬平左衛門（大樽の商人。『肥前陶磁史考』五八七頁）が調停に当っていたものであろう。それが不調に終ったのである。

No.117「至伊万里
武富栄助様
急用御内談貴下
〆」

有田ゟ
深川森太郎

栄助様　森太郎

益御安康可被成御暮珎重御儀ニ奉存候、然者先達而銀談之節被仰聞、其末愚父罷帰リ候ニ付御咄し之趣申候所、此方ニ者金子持合無御座候へ共、利足月壱部弐朱半ニ而宜敷御座候ハヽ、脇方よりも銀調仕差上可申候様申談仕置候、乍然右利足之儀思召もいかヽ奉存候得共、折角御申談ニ付此段御懸合申上候、先ハ此段為可得貴意如是御座候、以上

二月十四日

尚々慶長金弐ア御送被下忝御厚禮申上候、いつ連其内参上以万々御禮可申上候

武富栄助の「銀談之筋」（借用）に対する返事である。森太郎はのちの（八代）深川栄左衛門真忠であるが、書中の父七代栄左衛門が存命中であって、しかも「脇方より銀調仕り差上げ申すべく」と言う。ここにいわゆる「脇方」は何人であったか。これに答えている文書が既出No.59およびNo.58であり、鶴丸清右衛門にほか

深川森太郎（栄左衛門）の封書

ならない。ついでに言えば武富家の棚揚史料No.52以下にある「深川」よりの借用も、あるいは同質のものであったかも知れない（竊丸氏は有田本幸平の絵薬屋（商人）として見える。『皿山代官旧記覚書』）。

No.118「武富栄助様　　光太郎

急要用

〆　　」

任幸便一筆致啓上候、罷出御相談可申上候處、委細此人江申含申上候、然者此節中樽釜平太郎殿積合ニ半間積入申候処、近比申上兼候得共、金子少々御恩借被下間敷哉、尤品物釜揚之上極上之内差上可申候間、何卒奉頼上候、先ハ此段乍畧文御相談旁如此御座候、□

五月二日

やはり金子借用の申入れである。彼は（川浪）平太郎の中樽の釜に半間分を積み入れた釜焼であった。品物は釜揚げのうえ、極上のものの内から差し上げる、と言う。彼と平太郎との間柄は、つぎにあげる川浪平太郎の書状からも察せられる。すなわち、

No.119武富熊助様　　川浪平太郎

要用貴下

〆　　」

以手紙啓上仕候、然者光太郎家居□敷銀之手形其元様江相預ケ被置候処、此節元家主ゟ金子相捌候故、右敷銀之手形今日此人江相渡可被下候、左候得ハ手形引替金子受取早速指送候間、左様思召可被下候、

次ニ節句前送リ被下候金子三拾両包之内弐両弐ア（歩）不足ニ御座候故、弐拾七両弐ア之請取□此段御点合可申上候、先ハ如斯御座候

三月五日

(イ)「敷銀の手形」とは何か。光太郎へ家を売った人が元の儘住むについて差し入れた敷銀証書であろう。光太郎が家を買い取る資金を武富家に仰いだので、その証書は同家に預けられていた。このたび元家主が買い戻すので、敷銀証書は光太郎から元家主へ返す、と、云々。川浪平太郎がこの世話を焼いているのである。(ロ)節句前の送金三十五両に二両五合の不足があった。

上幸平の釜焼である川浪平太郎の栄助・熊助へ宛てた書状はなお三通ある。すなわち、

No.120「到イマリ堀端へ

武冨栄助様

御内要用　　従上幸平山

川浪平太郎

〆

以手紙得御意候、然者此地乍自儘昨日差遣候亘リ御聞啓被成下候而被遣被下候亘リ難有仕合奉存上候、就而ハ繪薬飛切壱斤清天印弐斤粉薬壱斤〆四斤今日此者ニ而御恩借被成下度様深々御頼申上候、先ハ右御相談申上度如斯ニ御

座候、以上

四月廿五日

No.121「武冨熊助様
要用尊下　　川浪平太郎」

以手紙啓上仕候、薄冷之節御座候処、弥御堅勝被成御座珎重御儀奉存候、然者繪藥八斤持セ指送リ申候間御改御請取可被下候、就而ハ金四拾両御恩借可被下候、委細之儀ハ先達而上繪藥御目ニ懸候品右金を以買入仕候間、左様思召可被下候、惣而ハ此八斤之繪藥も直段も不定候得共、今日右金急用ニ付為質物ニ而御座候故、是非今日右金御恩借可被下候、先ハ御出之上御相談可申上候

No.122「武冨熊助様
貴下　　川浪平太郎」

以手紙啓上仕候、然者先達而御相談申上候金子五拾両包、封印切相改申候処五拾弐両御座候故、先以御点合可申上候、惣而者間合壱金も相附不申候故、何方江相預ケ五拾両取替付申候故、何卒今日金子五拾両御借被成下候半ハ、明日早速□取戻し直ニ持せ指上可申候間、何卒御相談通御聞届、今日此者ニ御恩借可被下候様奉願上候、先ハ早々如此ニ御座候

正月廿八日

まず、No.　は絵薬の貸与申し入れである。「飛切」・「清天印」および粉薬、合せて四斤であった。価格差までは分からない。

No.121は、逆に自己保有の絵薬八斤を質物にして急用の四十両借用を申し入れたものである。値段不定とは言うが、四十両で買った上絵薬八斤は、一斤につき五両である。

No.123「武冨熊助様
尊下急用　　毛利常吉」

〆

愈御安康被遊成御座珎重之御儀ニ奉存候、就而者先達而罷出、大キニ預御世話、忝御厚礼申上候、扨其砌ニ御噂仕置釜揚方仕候處節角相待罷在候、夫故態々壱人差立申候故、甚申上兼候得共、金弐拾五両丈反的差支候故、何卒此者江御恩借被下度、伏而御相談申上候、先者右之段よろしく御(ママ)御頼申上候、以愚筆早々如斯御座候

毛利常吉は有田中ノ原町の商人。やはり支配下においていたと思われる釜の釜揚げにともない、当面必要とする金の融通を頼んでいるもの。

No.124「熊助様
専用　　松助」

〆

一筆啓上仕候、然ハ昨日此者差遣候処、今日此地御越之由被仰聞候得とも、今日雨天其儀無覚束、自身罷越候而對談ニ而得与談合可仕奉存候得とも、釜至而□敷、又〻此者を以御相談申上候、就而ハ年明ゟ借受之金都合拾壱両ト繪薬、合金拾四両壱ア弐朱与相成候処、昨日拾九両余与被仰聞候由、惣而ハ年越御恩借金五両之処御立被下候哉与推察仕候処、右金之處ハ發端其儀被仰聞候由、右金之処ハ此節相立候而ハ釜難行届、且旧年分引合如何相成候哉、對談ニ而成形相附可申儀常助殿ニ而申遣候処、其段御聞入被下候由、常助ニも被申候処何分ニも行届兼罷在候条、何卒御相談通今日御借可被下奉頼上候、猶委細對談之上万〻可申述候、以上

二月十六日

松助
常助

No. 125「熊助様
急専用

〆

」

一筆啓上仕候、然ハ釜急〻ニ相成候処、常助殿罷越可被申之処、一昨夜婚礼ニ付此者を以御相談申上候、就而ハ木代其外急〻火急之儀御座候条、常助御相談通見渡金弐拾五両之辻、何卒今日此者ニ而御借可被下奉頼上候、委細申含遣候条宜敷御聞取可被下候、先ハ右愚筆を以如是御座候、以上

二月七日

追啓度〻此者預御世話乍末筆忝御厚礼申上候、以上

有田の釜焼には違いない松助・常助の、ともに借用金の申し入れであるが、No.124のほうにはどうにも文意を把え難いところがある。

No. 126「武富熊助様
玉机下御直披

八兵衛拜

〆

」

以手紙可得御意候、御尊家様愈御清栄被遊御座珎重之御儀奉賀候、然者先日引合焼物代百廿壱メ三百目余リ相成申候處、當節句仕舞方用ニ付、金百四拾面丈御借被下度御相談申上候、且又今夜火入釜壱間積込申候処、左様御承引可被下候、此段御相談迄早卒御座候、已上

四月廿八日

さきごろ引合いの焼物は百廿壱貫三百目余に当った。このたび節句算用に必要であるから、ひとまず金百四十両だけ支払って欲しい。なお今夜火入れを行った釜に壱間分を積み入れております、と。

No. 127　覚

一金拾両四合七勺壱五

右之通儀三郎殿納方、何卒此人ニ而御借可被下候、以上

九月廿一日　定右衛門

茂十様

定右衛門は外尾山の釜焼。じつは後に紹介する天保十年以降を記した武富家の大福帳にも彼の名は頻出し、同家からの資金供与の状況が知られる。いま、少しばかり例示すれば、

（天保十二）
六月　十日　金　三両　一ヶ月分利六匁　〈釜ニ引合〉
九月十二日　〃　五両　（二ヶ月分）利二合
〃　〃　六両　（　〃　）利三合　〈釜ニ引合〉
（天保十四）
七月　八日　〃　十三両・灰二俵　〈焼物代ニ出ス〉
〃　〃　〃　六両　〈三両焼物代・三両儀三郎〉
九月十一日　〃　五両　利二合　〈儀三郎・伊右衛門両人前納方当〉
〃廿一日　〃　五両二歩　〈伊右衛門かし〉
十月　六日　〃　三両　〈嘉平次納方当ニ、十月十四日釜ニ引合〉

たんに利付き貸借にとどまらず、「釜ニ引合」、「焼物代」などとあるように、焼物現物による決済が行われていたことは明らかである。定右衛門は儀三郎・伊右衛門ならびに嘉平次（No.107）ら、さらにNo.130の茂助他壱人も含めて、同じ外尾登の釜焼らよりもかなり有力な存在であったらしいことが窺われる。このことは以下の書状からも項突けるであろう。

No.128「武冨栄助様　松村定右衛門
貴下要用
〆」

昨日御相談仕候金子、偖又絵薬両様なから御恩借之程奉希候、就而者當月亡母三回忌之□相営候間、麁物差上申候条御笑納可被下候、呼々如斯ニ御座候、巳上
四月廿六日

No.129「武冨栄助様　松村定右衛門
尊下専用
〆」

先日者色々相談仕候處、御心能御領掌被下、千萬忝、御蔭ニ釜焼共相續之道ニ移合申候、亀屋之方ハ相繋リ候相見不申、氣之毒ニ奉存上候、就而ハ両人ゟ其砌上薬壱斤宛買入被下候様相談被致置候様子ニ付、今日右薬御買入被下度奉希候、此段為御相談早卒御仁免可被下候、不具
七月十日

No.130「武富栄助様　松村定右衛門
貴下
〆」

薄暑之砌ニ御座候處、益御堅勝可被遊御座珎重之御儀奉存上候、先達而者御相談之金子御送被下、御蔭ニ入梅前跡釜之手當相届御厚礼申上候、就而者明後晩共火入ニ相成申候条、近比御不笑之至ニ奉存上候得共、金拾両御借用被仰付被下度奉□候、釜揚ニ者元利無滞御返済可仕候、惣而者其砌御咄申上置候茂助節角仕立方相成居申候条、絵薬壱斤御借可被下候、焼物之儀ハ皆以貴所様方ニ差上可申候、外ニも壱人釜焼相仕立候条、此人之焼物も振ニ寄候へハ貴宅ニ差上可申候、右ニ付近比弥ケ上之金入ニ付御相談之金子何卒御恩借之程深重奉希候、孰期貴面万々御礼為可申述、此段早卒如是御座候、以上
四月廿五日

この定右衛門は松村姓のひとである。外尾を含む新村に田畑十数町歩を所有していた地主であり（『西有田町史』下巻二〇八頁）、

有田郷大庄屋でもあった（『肥前陶磁史考』七二〇頁による）松村丈右衛門（明治九年の陶業盟約時外尾釜の登支配人）と同一人と推定される。前記の大福帳には、多くは定右衛門、ときに丈右衛門と書かれている。

No.131「武冨七太郎様　深川栄藏内
座中ゟ
〆
」

任幸便一筆啓上仕候、就者近来申上兼候得共、例年之通昨日ゟ花見相初メ申候間、御花何程成共被仰付被下度、此段奉頼上候、以上

三月廿九日

No.132「至伊万里堀端　中樽
熊助様　傳吉
要用　家内中
〆
」

以手紙一筆啓上仕候、先以御家内様益々御機嫌能被遊御座候哉珎重之御儀ニ奉存上候、随而今日ゟ川祭り相催候砌、申上兼上得共、右川祭酒代と〆此者江御仰付可被下候、何卒此儀宜敷御聞入被下候様、偏ニ奉希上候、謹言

四月三日

川祭り酒代の寄附を頼んだ（中樽伝吉家内中）

「花見」や「川祭り」の花（祝儀）・酒代を請うたものである。

No.133「堀七様　深平拝
急要用其外
」

寐早月廻ニ相成嘸々御多用奉察候、然者夜前御出浮ニ相成申候由、御見舞与存候得共、今日迄釜積彼是ニて不得寸暇、貴君御手透ニ相成候半者叉度御出浮被下度奉待候、此段取紛得貴意度早々、已上

十二月廿五日

No.134「堀七君　深平
要用其外
」

寐早月廻嘸々御繁多奉遠察候、然者釜揚之義廿七日廿八日ニハ弐軒丈相整可申候得共、残り壱間半ハ年内ニハ揚方不行届、何明春早々之事与愚察仕候、就而ハ當節季仕舞方手支罷在候条、七拾金丈何卒御繰合御借被下度御相談申上候、此節ハ貴君様分極真組物大湯呑御座候間金高も大分相増候与奉存候条、右御相談之程幾重ニも奉希上候、扨亦弐間ハ揚方ニ相成候故、御手透御座候半ハ御登リ之程奉待上候、此段取紛荒辻御相談迄早々呈愚筆候、以上

十二月廿三日

右の二通の差出人は泉山の深海平左衛門であるが、堀七「君」などと呼んでいるから、おそらく明治時代に入ってからのものと推定

される（平左衛門は明治四年没）。次のNo.135も同じく深海平左衛門の書状と推測される（筆跡も類似）。

No.135

追日寒氣相催候処、弥御安泰珎重奉賀壽候、就而者先達而ハ為御見舞結講（構）之御菓子銘々ニ被仰附忝不淺御厚禮可申上候、扨泉登之義も撰方相整、御登山之程奉待上候条、関安君与も御申談被下、今明日より御登山被下度奉希候、扨亦申上兼候得共、供日離ニて小遣等も手支居候間、今日此者ニて弐拾金丈御繰合御借被下候義ハ相叶間敷哉、此段御相談、御案内旁如此ニ御座候、已上

十月四日　　武熊

No.136「久富倉助様　貴下要用」

以手紙一筆啓上仕候、就而者昨冬少々調達いたし候金子、何卒此人江御恩借之程、節（ママ）ニ奉頼候、尚々申上候、御入用共御座候ハヾ又々御調達可仕候、此節之一應御決算可被下候、已上

右は、武富熊助から有田中ノ原の久富倉助（のち龍円と改名。『肥前陶磁史考』六八二頁。新村・曲川村などの地主。『西有田町史』下巻二〇八・四三七頁）へ宛てた貸金返済の申し入れである。

私領山関係の書状等

No.137「武冨七太郎様　御内茂十様」

黒尾丸浅次郎

極暑之節ニ御座候得共、弥御堅勝可被成御渡珎重ニ奉存候、然者漸釜をも焚仕廻居申候条、明廿六日為御受取御越可被下候、惣而者是迄数十日延引ニ相成候ニ付而内證彼是与差支居、殊ニ當月廿日者私領方運上仕切納定日ニ而有之、納方不相價（カ）前ハ釜をも揚方仕候様無之通り、下代引越相詰居申候、右ニ付而ハ非常之調義ニ而ハ此節者正金銀之納方不仕而不相叶、其上来月二日之登り次第火入吟味ニ相成、右ニ付而ハ木代其外反的差支、右旁之次第ニ御座候条、明日御越之節ハ金子拾両丈御持参被下御借可被下候、右丈無之而難渋無此上参り懸り御座候条無間違様奉頼上候、誠ニ至而申兼候得共、前件之行懸御推察成被下程能奉頼上候、不砕なから荒辻御相談として如斯御座候、以上

六月廿五日　　浅次郎

七太郎様
茂十　様

No.138「武冨七太郎様　御内　茂十　様」

黒尾丸浅次郎

要用

封

」

口上

茂十様ニ者被成御入来候得共乍例大形之至ニ奉存候、然者其砌茂十様江御噂申上候金子、近来難申上儀御座候得共、焼出過上之外ニ拾両御當借被下度御相談申上候、先日御出之砌ニ者過上金迄ニ拾両之辻御借被下候半ハとふなりニ而相凌、此節之釜ハ焼方可仕与奉存居、松木柴其外之借用向ニも色々申談見候得共、時分柄ニ付而ハ現金之以調物不仕而、此節之釜ニ間ニ合不申候間、何分ニ茂前断之通り都合拾弐両丈之辻御借渡可被下候、誠ニ色々ニ而借用相重居候ニ付而者甚難申上儀重々畏入居候得共、実様内證差競居筋有之候条、此節之儀御助分与被思召、拾弐両之辻無間違御借渡可被下候、右不被相叶ニ付而者不得止事持内之釜ゟ差明ヶ候外無御座候、惣而ハ双方之益ニ不相成奉存候条、其亘り御扱(汲)取被下、前断之通り埒明キ候様呉々御頼仕候、誠ニ心亭以ニ者何角相構候儀ニ而無之候得共、実々的用之筋ニ差責(迫)り居候条、何卒無間違様深重奉頼上候、此段御相談仕度已、乍不砕以愚札早々如此御座候、已上

五月十五日　浅次郎

七太郎様

茂十　様

No.139「武冨七太郎様　黒尾丸浅次郎

貴下専用

卯月廿七日

金七両渡置　夫藤十

態与以壱人致啓上候、然者此節焼物代之内、金壱両丈立拂ニして、残り焼出目安前此者江御引合御借可被下候、此節之儀反的之差支申候条、右無間違様呉々御頼仕候

一當春ゟ此方銘々之噺合ニ付而釜火入延々ニ相成、夫ニ付脇方之釜焼ども餘慶ニ焼物仕立被有、依之當月廿九日火入ニして登り次第間釜相談ニ相成、無據仲間叉ニ付而我儘之至申募り候様無御座、不捌ニ付何分持□焼方不相整得氣之毒之行懸り御座候、尤仕屋ゑ(しやえ)次第ニ壱間なり壱間半なり焼方可仕哉、又ハ節句後ニ持内不残焼方可仕哉、何と申貴公様思召次第ニ可仕候条、否此者江御志らせ可被下候

一右間釜焼整候様ニ被思召候半者先壱間ニ極メ、金七両丈別段間釜登り當ニて御借可被下候、左無之ニ付而者是迄之苦レニ而明後廿九日火入相加り候儀何分所存ニ不任候条宜敷御頼仕候、前断間釜之日合両日位イニ差責り居候得者、今日銀間ニ合不申ニ付而ハ、右壱間ニ而も焼方仕候而も差上候様無之候条、思召次第何連与宜敷御相仕候、猶又文通ニ而者不砕、委細ハ此者ゟ御聞取可被下候、以上

四月廿六日

黒尾丸浅次郎はれっきとした釜焼である。ただし武雄私領のどの山の釜焼であるか判然としない。

まずNo.137においては、㋑釜焚き仕舞い、明日受取りにお越し下さい。㋺それについて、内證差し支え、ことに当二十日は私領方の運上納期限でしたが、未納のうちは釜揚げも許さない、と私領役人（下代）が来て申しております。そのうえ来月二日の火入れも予定されており、爐木などの手当にも困っています。㋩あすお越しの節

は是非とも金十両をご持参、お貸し下さいますよう、と歎願しているのである。管見ながら、武雄領の山には「掛下代」が配されている（筒江窯の慶応元年再興碑に掛下代橋口儀平の名を刻む）。

No.138においては「焼上過上」が注目される。有田皿山などにおいては（本藩領）積み越し（分）は処罰の対象とされていたが、私領山においては違っていたのであろうか。ともあれ過上分の二両を加えて十二両の拝借を頼んでいるのであり、もし所有する釜を明ける（積入れ不能）ような事態が生じては互いに不利益となる。と言う。

No.139の書面の内容は二つに分かれるであろう。ひとつは要するに、この節の焼物の代金を、金一両の立払（？）を差し引いて支払って貰いたい、と言うのである。ふたつは、余計に製作した焼物を焼く間釜の火入れに加わる件である。「貴公様思召次第」と言うところなどは、武富家と並並ならぬ間柄にあったことを示すものであるが、結局、言わんとするところは、差し迫った間釜には加わらざるを得ず、それについては間釜の製品当てに別に金七両を貸して戴きたい、のである。間釜は間サ釜である。正規の火入れの中間を利用して焼くことを言うのであろう。『有田町史』陶業編Ⅰ三六五頁に「間サ仕事」（内職）とある。また前掲拙著五四六頁所引の史料にも「間サ釜」の語が見える。

No.140「松尾徳次郎様
武富茂十様
急専用
上滝儀三郎

掛長殿帰便ニ而得御意候、弥御無吴之段奉賀候、然ハ爰元一件本ン役所へ相成候末、高橋代官へ申付ニ相成、段々御用相懸り候所、淺次郎壱人差出候由ニハ候得共、徳兵衛并ニ武助、役之者迄罷出候様達シニ相成、節角御用半ハニ而、尚又私ゟも當所本小路役所、扨又高橋代官所へ毎々催促仕罷在候、右ハ此方被成止宿候御親父様方へ委細申咄し御承知ニて御座候、右ニ付而ハ一々酒肴等致シ召置候得共、猶又急埒相頼可申ニ付、左ニ書載之焼物伊三郎長太郎間ニ〆壱人早天立立帰りニ〆早速持参差送可被下候、何レ催促致シ候ニハ諸進物なくてハ頼方致兼申候

一頭役　武雄文左衛門
一附役　木村利兵衛
一大目付　久間鎌藏
一代官　大隈伊右衛門
〆
外ニ高橋船瀬町弥助

右之人数へ鉢丼類兎角場太キ品宜敷御座候、尤手頭残しはした物ニて宜敷候、何レ立帰リニ〆持参可被成候、御親父方ニハ佐嘉帰リニハ又々此方御立寄之約定致置候、其節進物之沙汰ハ仕儀ニ御座候、左様御承知可被下候、以上

三月九日　儀三郎
徳次郎様
茂十様

尚々使イ私宅へ立寄らせ可被下候

上瀧儀三郎が、どこの誰であるか、分からず、浅次郎ならびに「役之者」徳兵衛・武助らについても同様。また「爰元一件」ははたして如何なる事件であったものか。結局、（武雄領）高橋代官所における一件の裁決を有利に導くため、酒肴などのほかに焼物をそれぞれに贈ろうと図っているのである。品物は手頭（見本）の残りやはした（端）物でよく、とにかく大形の鉢・丼のたぐいを、と言うのは面白い。

No.141「到伊萬里堀邊田
武冨七太郎様
別而急用要

弓野山
惣十」

昨日者罷出預御世話忝奉存候、就而ハ其砌御相談仕候松尾三郎左衛門取替筋、仰之通右人江申談仕候處、幸之儀ニ存被申候得共、御存之通長留(雨)之末、元来不捌之上ニ候得者、四両ニ而者何分焼立難相叶模様有之候間、御操(繰)合も(可)有御座候得共、五両丈之處御取替可被下候、此節ハ私急度請合相捌差上可申候間、此者江無間違御取替可被下候、深々御願申上候、以上

六月八日

弓野山惣十の書状であるが、実は松尾三郎左衛門の借用についてである。

前に（No.44～49）満岡啓助の書状を揚げたが、なお彼の書状が九通残っている。

まず、No.44・45の弓野山武兵衛にかかわるものとしては、

No.142「至堀端ニ
武冨七太郎様
急内用

従弓野山
満岡啓助」

従弓野山致啓上候、弥御堅勝被成御座珎重奉存候、然者同所武兵衛儀此節も又々不釜ニ而大難渋之模様ニ相見へ、然半御取合等ニ成候而も格別埒明候儀も有之間敷候間、持釜壱軒先格之通金拾両ニ而御請取被成、物前壱両成好込ニ〆、手形之儀ハ元之通取〆遣シ可申、惣而釜前金三両宛御取替被下候半ハ不相替焼物遣シ被申候様取扱見可申、否相知不申候而者取扱も難致ニ付、否御返事利吉處迄御手岳被下候半ハ、一両日中ニ者又々同所罷越候用支有之候ニ付、幸吉殿荷下シ之者へ御手岳可被下候、此段為御尋如是御座候、以上

四月十一日

No.143

以手岳得御意候、然者昨日遂讃談候武兵衛殿借用筋、差詰拙合候得共何分一金之調義も出来立不申候由被申聞候ニ付、御示談申上置候通拾両之手形差送候間御請取被下、金三両灰壱俵御渡可被下候、釜之儀も来ル廿一日より火入ニ相成候ニ付無間違御貸し可被下候、此段為御相談如此御座候、以上

四月十七日　満岡啓助

武冨七太郎様

No.144「七太郎様　　啓助
茂十様　　」

以手岳得御意候、弥御堅勝被成御座珍重奉存候、然ハ昨日弓野罷越候處、武兵衛釜之儀ハ相談通難被成趣御手岳ニ而御懸合被成候趣、右ニ付利吉へ申談候處、申聞候者、金五両ニ御負被下候半ハ釜揚毎ニ金弐歩宛拂方可仕趣、惣而右釜焼物遣し可申ニ付前取替拾両御貸被下候半ハ釜揚之節金弐歩引落ニ〆御取合被下候道ハ有御座間敷哉被及相談候、章兵衛ニ者代官定役ニ被仰付候趣ニ而持釜壱軒之儀も人預ケ候趣ニ而御座候、武兵衛ニも差詰咄合咄合候處、相談通り〻上之儀ハ致得不申趣申聞候、釜焼候後ハ新釜を世話無ニ焼候趣申聞候ハ、兄弟三人くこり候而安目ニ而買入候工ミ与相心得、以之外心底悪敷もの共ニ御座候、得与御勘弁可被成候

一私ニも追〻火入相整相整候積ニ而焼物之儀ハ大低(抵)出来立居候得共、新山同然ニ而大物入仕、傳某代等取立候筋も間ニ合不申差支勝ニ有之、就而ハ御無沙汰之筋も有之候得ハ御相談も申上兼候得共、灰壱駄与先達而虎之助〻金壱歩ニ而御預ケ仕置候傳某御貸被下候半ハ御蔭ニ火入相整申候、拂方之儀ハ口反ならちや又ハ志ゅんかん共ニ而拂方可仕、若又御注文之品も御座候半ハ手頭御遣し可被下候、先以此段旁為御相談如此御座候、以上

十一月四日

No.142は、武兵衛の持釜壱軒（間）を当てに金拾両を貸し付けて欲しい（物前に壱両ずつ返済）。また釜前に金三両ずつ借用したい（焼物と引き替え）と言うものである。たぶんこれを受けてつぎのNo.143は発せられたものであろう。「拾両之手形」などとある点が符合する（灰壱俵が新規に加えられた）。

No.144はこれらより前に位置づけられているかと思えるが、武兵衛の「相談」とはすなわち利吉の、古い借金を五両にまけてくれれば釜揚げごとに二歩ずつ返済しよう。またその焼物を提供する約束で拾両を前貸しして貰えれば、釜揚げのおり二歩引落し（焼物代から二歩控除）で取引きする、というものであった。

前のNo.44とこれら新たな書状とがどう嚙み合うのか、うまく説明し難いが、ともかく事態が紛糾していることは十分察しがつくであろう。武兵衛・利吉・章兵衛は三人兄弟であり、「心底悪しきものども」であったのか。

ところで、すでにNo.47において判っていたことであるが、満岡啓助じしん釜焼であることが改めて確認できた。「傳某」とはそも何であろうか。

次はおなじ満岡啓助の書状二通であるが、これらは弓野山忠次郎に関するものである。

No.145「(表)至伊万里
武冨七太郎様
急要用　　従弓野山
満岡啓助
(裏)〆　壱番　　」

従弓野山致啓上候、然者忠次郎取合之儀段〻差詰咄合候處、数十年来之取合

向之儀ニ有之候得者焼物之儀も差遣度候得共、多喜太殿へ段々取替銭相重り過分之借銀ニ付而者、何連同人江篤与相談不致候而者否之返答難致候得共、凡金拾弐三両無之而者同人江之拂方、偖又元手用、右丈無之而者焼繋難相成ニ付、七両取替ニ〆、外ニ金五両釜々金弐歩宛之拂入ニ〆、都合拾弐両御取替被下候半ハ多喜太殿借銀をも成形相付見可申由、乍然當時多喜太殿ニ武雄ゟ拾人斗女男大客ニ而何之咄合をも可致様無之ニ付、客人帰り有之候半ハ早々咄合、何連之通被申聞候哉、縦令六ケ敷被申候而も押而致相談、責而焼物共遣シ候通不致候而ハ、當時古方拂方等中々出来立不申候趣、尤其内景氣ニも相成候半ハ少々宛も釜々共ニ而拂込候通可仕、先夫迄之儀者前断之通ニ〆取合被下候様被相談候、當時之半、詰催促等いたし候而も忠次郎難渋いたし候迄ニ而銀調之道相見へ不申候間、篤与御勘弁可被成候、尚又私ゟも多喜太殿へ咄合呉候様被相頼候ニ付、同人宿(罷)被出候處大取込ニ而何之咄合可仕様無之、四五日之儀者御待可被下候、以上

四月廿九日

満岡啓助

No. 146

「(表)至伊万里ニ
武冨七太郎様
別而急用封印㊞」

(裏)〆　弐番

七太郎様　　啓助

従吉田山致啓上候、霖雨之砌御一家様弥御堅勝被成御座珎重奉存候、然者去ル廿九日弓野山忠次郎取合之儀御含之通及取合ニ候處、申答候者、双方親(マ)代ゟ之得意ニ候得共、尚又永来不相替致賣買度候得共、近年陶器不景氣之上、両家之賄忠次郎壱人之身ニ相懸り、年々月々焼込ニ相成、寔早職業難取繋極難之行懸りニ而、去暮ゟ之繰合必止与差支候処より、初釜焼物之儀も火入不行届所ゟ、多喜太殿へ地行之借銀も有之候得共、重畳相歎キ借り入を以釜々焼立候故、焼物之儀者同人へ相預込置候處、先進而四人連御取合之人々被相捌(ママ)候ニ付、多喜太殿へ申談、焼物下し方いたし候處違約ニ相成、尤自身罷下り候半者相渡し可申越ニ者候得共、折角疝積ニ而打臥罷在、快氣迄与申候而者家内を始メ繪書細工とも及飢命處ゟ、又々多喜太殿へハ前断之不首尾も有之候得共尚又人頼等を以弥ヶ上及相談、押々焼立いたし来り極難之砌被相救、尤其御方江も数拾年之恩儀も有之儀ニ者候得共、今更自身之口ゟ相談も難致、尤負致丈致返済候半ハ吳儀茂有之間敷候得共、過分之引負ニ付而ハ何連与可仕道無之、乍然其御方弥取合離候得者親古借之筋をも催促ニ相成振合ニ候半者、人頼等いたし申談、否返答可致候得共、多喜太殿内儀聊之事ニ而数十人(日)家出いたし被居候處、其日野口卯左衛門殿家内其外一類之人々男女拾人斗同道ニ而連越被申、就而ハ多喜太殿一類中も打寄有之饗應半ニ候得ハ、一両日者滞留之趣ニ付而者客帰り之上咄合返答可仕趣ニ付、其旨手岳相認、武兵衛釜揚ニ誰被差越ニ付其人を以手岳遣シ候様忠次郎へ相渡シ置、私ニ者代官所より之達し且又上吉田山へ急達いたし候半而不相叶用事有之、吉田山罷越、忠次郎へ問合候處、武兵衛釜場罷越候人私を尋被罷出候ニ付、帰り之砌者右手岳支傳可申相心得居候處、承り合候得者遣被罷帰候趣ニ而、右手岳遣し後候趣申聞、手岳差戻申候、就而者右客人とも節句前ニ付三日ニ被罷帰候ニ付段々差詰咄合候處、多喜太殿江も私ゟ咄合相捌呉候様、同人江へ相懸り居候而者至後ニ候而者家屋敷をも奪被取候外無之、何連伊万里へ懸り居不申候而者〆ル處難渋ニ相成候ニ付、同人手離ニ相成候様相頼候趣申聞候得共、右咄合私ゟ仕候道無之、誰相頼咄合被申候様申置、私ニ者繪薬代之儀ニ付多喜太殿江者用事有之、向方ゟも咄出被申候半者夫ニ付問合せ可申相心得罷出候處、案ニ不違、下地忠次郎ゟ咄合有之たる趣ニ而、同人取合方之儀、今更ニ而者過

分之貸込ニ相成、仕懸り候而及迷惑ニ罷在趣、偖又清吉方へ申談取替をもいたし罷在候得ハ今更断も難相成ニ付、忠次郎其御方へ之借用筋者年賦等ニも相捌呉候道ハ有之間敷哉被申聞候ニ付、圓三郎ゟ段々借用高之儀も申明候、何連此節者成り形相付候半而不相叶趣咄合候得共、焼物之儀貴公様へ差遣し和談ニ相成候様可仕与者不被申、只々清吉之方難致破談趣一圖ニ申聞候ニ付、清吉へ者伊万里表ニ而咄合ニ相成候趣ニ付而者、仲ヶ間之儀ニ有之候得者、仕込釜焼出入有之、焼物清吉買入候儀相叶間敷、勿論取合手詰リニ相成候而者圓三郎借銀たり共夫々成り形相付不申候而者相済間敷趣咄合候處、右者どうぞ年賦共ニ成り形相付ケ呉候様被申候ニ付、尚又忠次郎へ差詰咄合候而も、昨夕方迄成り形相付不申、今日者日柄ニ付私ニも小田志山内野山上下吉田山用向も有之、昨日夕方より吉田山罷帰申候、就而者前断申上候通之振合ニ付而者、先日も御沙汰被成候通、藤野ゟ清吉方へ吃度問合相成候様被成候半者、清吉ニも買入いたし得申間敷、尚又此方ニ而者忠次郎を稠敷差詰候半ハ、急ニ成リ形相付可申相心得申候、尚又急々問合せ否為御知可申上候、先以此段為御知如是御座候、以上

五月五日

まずNo.145における忠次郎は、武富家との間に数十年来取引があり、焼物でもって従来どおりの関係を保ちたいが、他方多喜太殿からの多額の借金もあり、その方のかたをつけるためにも、すなわち七両は通常の借用、五両は釜揚げごとに弐歩ずつ払い込む約束での借用、合せて十二両を拝借したい。これで多喜太殿への負債を片付ける目算であるが、それだけでなく、現物の焼物も遣らねば、とうてい古い借金までは返せない。となれば、武富家への焼物は遣れないことになる――。

No.146においても縷縷忠次郎の言い分を記しているが、多喜太殿への義理（？）が主であり、さらに後段になって、清吉（伊万里商人か）との関係までが加わって事情がいっそう錯綜してくる。しかし、所詮、武富家に対しては、これまでの借用は年賦返済、焼物は遣れない、と言うのであって、武富家は前述の武兵衛一件とともに難問を抱えているのである。

前の史料No.57に、既出物十とともに弓野山多喜太の名が載せられていた。同山の忠次郎が彼への義理を重んぜざるを得ない訳も分かる。

なお満岡啓助の書状三通を、既出分との関連もしかとは理解できないままに、次に掲げる。

No.147「武冨七太郎様　　満岡啓助　」

弓野武兵衛殿釜之儀、同人手前今日迄何共不差分候得ハ脇方へ相移可仕様無御座候

一嘉助一件之儀、書中ニ而ハ不差分、近日罷帰、否御咄可申上候、以上

一小田志山下斗今晩ゟ火入ニ相成候由

七月廿四日

No.148「武富七太郎様急内用答」　満岡啓助

去ル朔日出之御状致拝見候、如仰漸々暖氣ニ相成候得共、弥御堅勝被成御座候旨珎重奉存候、私ニも今明日罷帰筈之處少々隙無事有之、又々吉田山へ罷越、一両日中罷帰、否承り可申、先以早々如此御座候、以上

四月四日

No.149「武富七太郎様急御内用」　満岡啓助

尚々御買入無御座候得ハ脇方へ談越し候間、否此人ニ而御返事可被下候

任幸便致啓上候、漸々暖氣相催候得共、弥御堅勝被成御座珎（珍）重奉存候、然者先日者徳次郎殿江之御傳言立寄相達し申候、早目ニ罷帰候哉夫のミ奉存候、然者弓野山利吉方焼物今晩ゟ火入ニ相成候趣ニ付、此節之焼物ゟ幸吉殿買入被申候様申談遣し候得者、何分買入不相叶候趣、就而者何方へ相談可致様無御座候間、貴公様御買入可被下候、尤幸吉殿古借年賦度割拂之儀者私致心配返済相成候様取計候得者、同人手前聊差支無御座候間、無御遠慮御買入可被下候、幸吉殿与者御間柄之儀ニ付此手帋を以御鈎合可被成候、委細者追々期全面上可申上候得共、先以早々如是御座候、以上

四月朔月

結局、満岡啓助の書状からは彼の本拠を正確に指摘できない。彼の行動範囲は武雄領南部から嬉野吉田山に及んでおり、もしかすると小田志か。

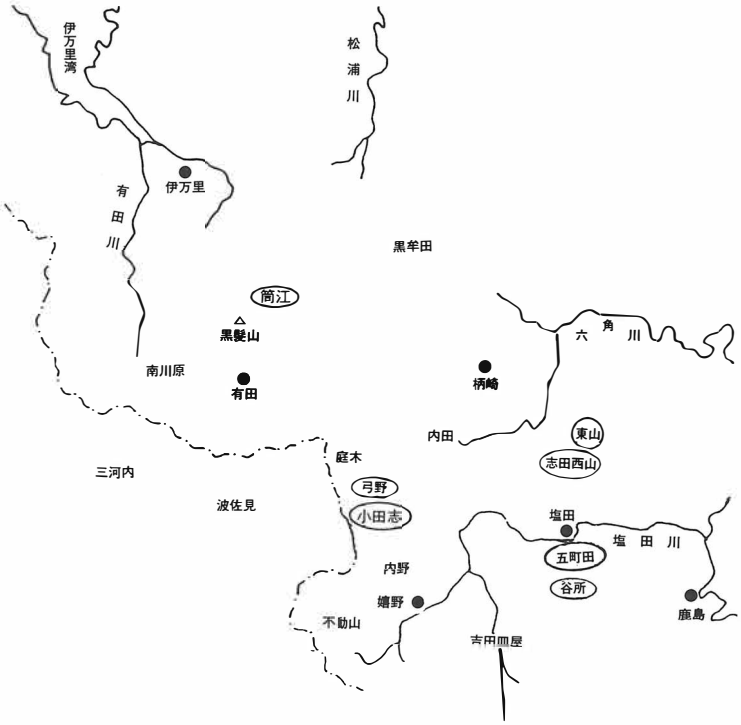

伊万里町人関係の書状等

No.150「武冨七太郎様　専用事」　上瀧金兵衛

以幸便一筆啓上仕候、春暖相催候所、先以其御地益御勇勝之由珎重奉存候、下拙義二月朔日乗船仕候へ共、誠ニ風悪敷、舟中大延引仕候而、二月廿六日兵庫ニ着仕、舟ゟ上りて同廿七日大坂着仕候、未だ何事も埒阿き不申候得共、急便ニ而御座候ゆへ入(ママ)と御志らせ申上候、尚又荷物之義ハ此地ニ而内證賣仕候とそんし候得共（中欠）

尚々申上候、舟かわせ共御座候ハヽ、并物ならちや類御送り被成候而もそんハ参り不申候、福一やニ御聞合せ、又ハ松や其外ニ御尋ね被成候て、舟かわせも店方かわせも御座候（後欠）

兵庫を経て大坂へ登り、そこからこの手紙を出した上瀧金兵衛について他に手がかりはないが、彼は伊万里商人であると思われる。持ち登った荷物は「内證売」りするつもりと言うところは注目に価する。

No.151「武冨七太郎様　専用」　前田孫三郎

秋冷之砌御座候処如何御渡可被成与奉存候、然者近来御不笑之至奉存候へ共、金拾両御取替被下度御相談申上候、尤十二三日頃ニハ何方ゟ相廻り候金子御座候ニ付無間違御返済仕儀ニ御座候、有様川口帳納ニ付而手支罷在候ニ付此段御相談申上候間、何卒宜奉頼候、以上

九月二日

No.152「堀七様　其外」　角吉

近頃御相談申上兼候共、古金買入ニ少々手支罷在候間、御引合見御取替可被下深々及御相談候、追而貴面可申上迄如斯御座候

四月八日

No.153「武栄さま」　関政

昨夜者御世話相成申候、然ハ近来思召入之程誠ニ恥敷奉存候得共、□金不都合ニ御座候間、明後迄七両丈一寸御恵被下度、聊無相違指上可申、此段御相談迄、早々不備

十月廿四日

No.154「武富栄助様
別紙在中　　岡本清吉

〆金子弐両三歩添テ　　」

尚々古預り御引替可被成候

時分柄嘸々御繁用ニ奉存候、然者旧冬之預り之儀段々延引ニ相成誠ニ申訳茂無御座候、併シ限目之外者此方ゟ則利足相弁へ差上申候、改御請取可被下候、惣〆者又候難申上奉存候へとも、預り相改差上申候条、又壱ヶ月御恩借被下度奉頼上候、偖又別紙手形前是迚も當時柄清算無覚束儀ニ付利足丈差上申候間、不悪敷御承引被下度御縋り申上候、乍書中御相談申候、卒度如斯御座候、以上

五月三日　　村富

No.155「武富栄助様
貴下

〆　　」

過刻者御面働ニ相成奉謝候、然者其節御相談仕置候通、金拾両丈此者ニて御借被下度伏而御頼申上候、乍自儘以書中如此御座候、以上

十月廿六日

前田孫三郎は伊万里津の別当（町役の長）であり、また問屋として伊万里川口の船・物貨の出入を管理していた（拙著『伊万里焼流通史の研究』付録「文久三年における伊万里津の焼物積出」八一三頁）。書中「有様、川口帳納ニ付而」とあるのはそのためと思われる。

角吉もおそらく伊万里町の陶器商人である。「古金云々」注目したい。

関政の名は武富家の大福帳に頻出する。伊万里町の陶器商人のひとりである。

村富は村富弥次郎の名でやはり武富家大福帳に頻出する伊万里の陶器商人である。これらの手紙はいづれも武富家の伊万里商人に対する貸付の片鱗を覗かせるものであろう。

No.156　　覚

一拾両包　　三ツ
一六両弐歩包　　六ツ
一五両包　　八ツ
一壱両〃　　壱ツ
札ニて
〆百拾両之辻

右之通講金之内先以指上申候条、御請取置可被下候、以上

七月九日　　立石屋
武富様

No.157「武富栄助様　　天ヶ瀬一郎右衛門
　　廣田忠藏

〆　　」

尚々茂平ニも今日ゟ出佐嘉可致旨ニ付同道いたし候人も仕廻方仕居候

近日ハ御物遠ニ御座候、扨岩清講御貰請被下候趣、御蔭ニ而弐百両手形之内ニ百両丈拂入行届候通相成、右ニ付而ハ残リ百両弥八壱名之手形ニ相改被呉候様、此節永渕手代茂平と申候人へ爰元ニ而相談仕置候、尚又同人同道ニ而弥八一類之者壱人出佐嘉いたし候様申含置候、何卒御相談通、只今八拾両此者ニ而被仰付可被下候、右金請取手印之義ハ弥八ゟ差出可申候、此段乍憚書中早々、以上

三月七日

町人（商人）のあいだに相互金融のための講（頼母子講）が盛んに行われた。No.51以下の棚揚表にも少なからず講懸金が見られたところである。No.157は、詳細の事情は不明だが、岩清は伊万里町人であった。永渕は佐賀城下の町人であると推測される。

No.158「武富熊助様　　立石源之助
　　貴□

〆　　」

先達而之御紙ニ而承知いたし候得とも、何分銀操(繰)行届兼、彼是与心配茂仕見候得とも一向埒附不申、何卒とて茂の事ニ當月迄御猶豫被成下度、此段御相談申上候、惣而ハ俵屋福右衛門殿賣もの代者先日手ニ入申候条、此分ハ早速差上可申積リニ而御座候得とも、叺と善次郎殿江取替置申候ニ付、明日ハ早々差上可仕候、先者下拙罷出、萬々御面語可申上辻如此ニ御座候、以上

六月廿九日

No.159「武富熊助様　　大塚源次郎
　　貴下　　金子副ル

〆　　」

御尊書忝拜見仕候、然ハ明日ゟ御登山之由、金子之義被仰越候ニ付則金子五拾両丈□条御落手可被下候、扨一昨日ハ大ニ預御世話忝御厚礼申上候、何連得尊顔萬々可申述候得共、右御答旁如斯ニ御座候、以上

廿九日

堀七様　　○久

立石源之助は伊万里町下町の陶器商人。大塚源次郎は同新町の町人であるが陶商ではない。この場合彼は、有田へ登山する武富熊助へ金五拾両を融通する存在である（「伊萬里歳時記」巻三によれば、明治四年、新町三十軒の公役米五升六合弐夕のうち最多の壱升五合を出す）。

No.160「武富熊助様　　皿山より
　　御内々急用　　前田治三郎

以手紙啓上仕候、打続之雨天ニ而甚困入申候、然者白川釜揚仕舞ニ相成、扨酒場[岩]ニも日々相待被居候模様御座候、訳而[岩]ニ者是非引合不申候（ママ）へ半而不相済義有之、夫ニ付野子ニも辻引合今日仕舞次第ニ参上いたし[岩]丈引合可致積りニ御座候、右之訳ニ付明早朝より御越之程、偏ニ奉[　]、併し深川酒場ニ者未夕参り不申、何連夕方可罷出積り御座候、就而者質場卯八江金拾両一昨ばん取替置中候条、御登山之砌、乍御面働（ママ）御受取御持参可被成候、先ハ得貴面萬々可申□候、艸々已上

五月廿三日

前田治三郎は伊万里中下町の陶器商人。「白川」は今日下白川登と呼んでいる古窯に当る。酒場は、後に深川酒場ともあり、深川（栄左衛門）の経営するところであったものか。[岩]については不詳。いずれ下白川登に釜をもつ釜焼であったろう。文末に言う質場とは武富分家の質屋を指す。

最後に揚げるものは、さきのNo.51以下の棚揚書を作るために書き出されたものであり、金銀まちまちの儘である。川平・深平らの有田皿山の人たち、いわゆる旅客の人たち、㊐など伊万里町の人たちとの「取前」（貸）・「払前」（借）が記されている。

No.161　覚

拾壱〆目　川平拂前
金百六拾両　深平取前
拾三〆六百目　佐平取前
金百八拾両　伊兵衛取前
金六両　[　]拂前
同四両弐歩　官藏拂前
同廿両　実太郎拂
同五拾両　深平取前
同廿両　城しまかし
同十両　長作
日弐拾八両　平藏取前
同百九拾両〇三歩　[や]
〆
壱〆〇五六匁　一住
拾七〆六百五六匁　[長]
六〆六百五十匁　嘉十
壱〆三百目　出平拂
五百目　出福拂
拾三〆弐百目　櫛庄取前
壱〆三百十七匁　[万]拂前
四〆四百六拾目　喜八分取前
六〆目　[吉]取前
壱〆弐百目　福市や伊八
壱〆目　〈笹取前
七〆目　キ栄三取前
弐〆目（ママ）八百目　[定]取前
弐〆五百目　[登]取前

四〆目　トサ合拂方
弐〆五百目　会拂方
八拾三〆目　㊁取前
百四両壱歩弐朱　会取前
百四拾五両　㋕
三拾壱両　小賣